

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成24年6月12日

時 間：午前10時00分

大槻町公民館大槻分室

開 議 午前10時

出席議員（14名）

議長	宮本皓一君	1番	山本育男君
2番	早川恒久君	3番	遠藤一善君
4番	安藤正純君	5番	宇佐神幸一君
6番	渡辺光夫君	7番	渡辺英博君
8番	高野泰君	9番	黒沢英男君
10番	高橋実君	11番	渡辺三男君
12番	塚野芳美君	13番	三瓶一郎君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	遠藤勝也
副町長	田中司郎
教育長	庄野富士男
会計管理者	遠藤博美
参事兼総務課長	滝沢一美
企画課長	横須賀幸一
都市整備課長	郡山泰明
産業振興課長兼農業委員会長	三瓶保重
事務局長	

参事官 健康福祉課長	渡辺清治
参事官 生活環境課長	緑川富男
税務課長	阿久津守雄
教育総務課長	猪狩隆
生涯学習課長	高野善男
健康福祉課主幹 兼課長補佐 兼保育所長	伏見克彦
総務課主幹兼 課長補佐	菅野利行
生活環境課主幹 兼課長補佐	渡辺弘道
三春出張所長	斎藤真一
大玉出張所長	三瓶雅弘
いわき出張所 総務係長	遠藤博生
総務係長	松本真樹

職務のための出席者

事務局長	角政實
事務局庶務係長	原田徳仁

付議案件

1 平成24年度6月定例会提出議案の説明について

- (1) 動産の取得（案）について
- (2) 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- (3) その他

2 富岡町災害対策本部に関する業務執行状況について

3 平成24年度6月定例議会提出予定の議員発議等について

- (1) 発議第2号 議員派遣の件について
- (2) 発議第3号 原子力発電所に関する特別委員会の設置に関する決議（案）について
- (3) 発議第4号 議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定（案）について
- (4) 発議第5号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- (5) 発議第6号 町長の専決処分事項の指定（案）について
- (6) 推薦第6号 富岡町農業委員の推薦について
- (7) 議員派遣の報告について
- (8) その他

開 会 (午前10時00分)

○議長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。それでは、定刻になりましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。

出席議員は14名、欠席議員はなしであります。説明のための出席者は、町長、副町長、教育長、総務課長、生活環境課長、そして災害対策本部各班長であります。

職務のための出席者は、議会事務局長と庶務係長であります。

お諮りいたします。この会議は公開にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認め、公開にすることに決します。

暫時休議をいたします。

休 議 (午前10時00分)

再 開 (午前10時01分)

○議長（宮本皓一君） 再開いたします。

ここで、災害対策本部長である町長よりあいさつを兼ねまして、全員協議会招集理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 皆さん、おはようございます。議員の皆様には、朝早くからお集まりいただき、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、6月定例会の提案に先立ち、条例の一部改正案件1件及び動産の取得案件1件、各班の災害業務における執行状況についてご説明いたします。

初めに、条例の一部改正案件についてであります。まず、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、仮設住宅における避難生活が長期間にわたり、仮設住宅自治会長におかれでは居住する町民の意見集約や困り事相談を初め、行政業務の一端を担っていただくななど、行政区長とは異なる行政的役割が求められておりますので、仮設住宅自治会長を非常勤の特

別職として位置づけ、報酬を支給する内容であります。また、災害業務に当たり、主に借り上げ住宅に避難されている町民の方々のコミュニティー育成等が求められております。そのため、本業務に従事する職員を確保するために復興支援員、地域復興支援員を非常勤の特別職として位置づけ、報酬を支給する内容であります。

次、動産の取得案件については、町が個人線量計を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。購入台数は7,100台で、希望する各世帯に配付するものでございます。

詳しくは担当課長より説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、各班の災害業務に関する執行状況についてであります。詳しい内容につきましては担当課より説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございます。

お諮りいたします。付議事件に入る前に町長より去る6月9日に開催されました双葉地方町村及び福島県と国との協議会の内容について発言の申し出がありましたので、許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認めます。

それでは、双葉地方町村及び福島県と国との協議会の内容について町長より説明を求めます。町長。

○町長（遠藤勝也君） ただいま議長のほうからご紹介ございましたが、6月の9日福島において双葉地方町村及び福島県と国との協議会がございました。国のほうからの出席は、平野復興大臣、枝野経済産業大臣、細野環境原発事故終息担当大臣、福島県知事、さらには国のほうからは経済産業副大臣や、それから復興副大臣、さらには官房副長官、そのほか国の官僚ですね。担当官僚が大勢出席のもと、もちろん県のほうからも担当の職員が出席しまして、うちのほうからも副町長初め企画課長が同席しました。

そこで、かいつまんで内容を説明しますが、主に資料を提出しただけで、内容の詳しい説明は特に詳しいのはありませんでした。後で読むようにという程度でござ

いまして、各大臣からの内容について私が感じたことを申し上げる前に、まず最初大臣のほうからの話は、平野復興大臣からグランドデザイン、双葉地方の我々が今まで要望していました今後の双葉地方は国がこういう双葉地方の振興、発展にどういう絵を描くんだということを示しなさいということでございまして、これについては前の会議でも示されました。全くこれは概要的なもので、全く話にならぬということで、もっと詳しい、具体的なものを示せという話ございました。今回出されたグランドデザインについても内容は若干の前進はあるものの、あくまでも具体性はありません。例えば町のいろいろな計画つくる場合、基本構想とか基本計画、そして実施計画と、こういうローリングをしてつくるわけです。それから大体比較すると、今回出されたのは基本構想から基本計画までの中間ぐらいのほうで、まさに漠然として、抽象的だということで報告させていただきます。これについては、私のほうからも意見の中で指摘しておきました。

それから、枝野経済産業大臣は賠償についての説明を主にしたわけですが、これについては新聞の報道の中にも私のコメントも出ていました。若干の前進はありました。しかしながら、まだまだ詰めていかなければならないということでコメントしましたが、若干の前進というのは、我々が今まで全損扱いとかいう財物の保証、いわゆる町内の一円が一律というものを基本に考えて要望してまいりましたが、それにある程度沿うような考え方になってございます。帰還困難区域については、もちろんこれはもう全損扱いでございまして、それぞれの精神的な賠償とか、その他もうごらんのとおりです。ただ、居住制限区域とか避難指示解除準備区域については、これは避難指示解除が事故から6年を超えた場合、ですからこれから5年を超えた場合は避難指示が解除が6年を超えた場合については全損扱いということが我々が基本的に皆さん方に相談してきた考え方沿ってございます。これが一つの前進という考え方見てもらえばいいと思います。あとは、いわゆる建物とか、そういう財物の算定基準、これはいわゆる固定資産評価額に何倍掛けた額とか、そういうもろもろのことは提示は若干ありました。これについては、我々は例えばダムの移転補償とか、高速道路の移転補償とか、あるいはその他の土地区画整理事業の移転関係の算出基礎とか、あるいはまた損害保険の問題とか、こういう中で今後国と

どちらが条件がいいのか、今後交渉するつもりであります、まだそこまで至っていません。したがいまして、この問題は単独自治体でなくて、もう我々の関係町村、双葉町村が一体となってこの分については問題、情報を共有しながら取り組んでいくということについては我々一致したところでございまして、それはあくまでも事務レベルの中で、副町村長と、あるいは県の副知事か、あるいは復興担当理事等々を交えての国と交渉をしながら、そして最後は我々のレベルですり合わせしていくと、そういう考え方で私ども提起しております。知事にもその辺については申し上げておりますので、そういう方向で行くと思いますので、これがこれからの課題です。ですから、まだ詰めていかなければならないというのはこういう算定基準についてはまだまだ我々が考えているものにはまだ至っていないということをご理解いただきたいと思います。

それから、細野環境大臣、原発事故終息大臣のほうからは除染の方針ということでございます。これは、まず1つは高速道路について、今モデル除染をしております。これが終わり次第本格的な除染ということで、来年の夏ころかな、は一応は本格的に始まる。その後膨大な量の廃棄物、これが発生するので、そのときについては協力していただきたいという冒頭の話がありました。まず、最優先で常磐道の開通を優先したいということでの説明がありました。あとは除染のほうについては、26年の3月までという一つの第1段階の除染は前にロードマップを示したとおりであります、その後についてもしっかりと新しい技術開発を導入しながら考えていきたい。そしてまた、基本的には健康管理の問題については1ミリを目標にするこという言葉が初めて出されました。これは、我々が考えているとおりのことが初めて国のほうから出されたことは、今までそこはなかったです。20ミリと1ミリの、そういういろいろな両論がありました、1ミリを目標とするということが出されて、これは知事のほうからも再度これについては福島再生特別措置法、特措法の中にもこれをしっかりと文言化してくれということを知事のほうからも申し出ております。これが大体の今回の3大臣からの説明でございます。

それで、各8町村長からそれぞれの意見を順番で発言されたわけですが、私のほうから発言した内容をかいづまんで申し上げます。

まず、8点ほど申し上げたのですが、その1つはちょうどその9日の前の8日の夜7時から野田総理大臣が記者会見で関西電力の大飯原発の3号機、4号機の運転再開ということについて政治的な判断を下した。これについて枝野経産大臣、さらには細野原発大臣がおられる前ですから、せっかくでありますので、知事がその冒頭に発言すれば、私はそれを控えているところでありましたが、知事から発言ありませんでしたので、福島県原子力所在地協議会の会長として私は申し上げさせていただきました。このたびの政治判断はまことに県民総意の中で、私代弁いたしますけれども、本当に何の根拠もない、安全基準はいかにして高めたかという何の我々にも示してもいいままに経済優先、加えて夏場の電気需要を見込んでのそれに対するを優先して、稼働を決断したということは非常に不満と憤りを感じますと、福島県の原子力の発電所の事故、今もって何ら安全確保もできていません。終息していません。そういう中で1年3ヶ月過ぎてしまったと、しかし現状はこの福島県の原発事故が全国的にもう風化されているということは前から私は感じていました。このような中で総理が発言するということは、まさにそれは風化したあかしではないかと、これはしっかりと野田総理に伝えてください。もう今後の原発事故、島国に約50基ですね。廃炉の4引くと50基が沿岸に設置されている。今後東海地震とか東南海地震とか南海地震とか、そういう巨大地震が発生するという地震学者のいろいろな想定論がある。それを考えると、どこで巨大地震があって、大津波あって、同じような事象が発生するかもわからない。まさにこれは福島の原発は対岸の火事ではないと私はいつでも、どこでも申し上げていますが、これを両大臣の前で申し上げます。人命、それからいろいろな財産、すべてを失っている我々のことをしっかりともう一度振り返ってほしい。それで、安全基準をしっかりと国民に示して、これなら大丈夫だという我々の安全意識を定着するまでしっかりとやらない限りは我々は運転再開は認めない。そういう考え方で申し上げまして、総理に伝えてくださいと申し上げたところ、冒頭の私の意見でございますので、報告させていただきます。

それから、2つ目はあくまでも町は1ミリシーベルト以下を目標にすると、これは議会ともども、これはしっかりと今同じスタンスで、これをしっかりとこれから

帰町の中で取り組むと、これは国のはうできょう初めて1ミリというものを文言化したことについては評価すると。ぜひ20ミリというものは、今でも混乱して翻弄されておりますので、これは払拭していただきたいということを2つ目申し上げました。

3つ目の賠償問題については、少しあは前進はあったとは評価すると。しかしながら、そういう財物の問題の算定基準とか、そういうもろもろについては今後それぞれの自治体が共通の認識のもとに詰めて、しっかりと国と対峙していきたいと、協議していきたいということを申し上げました。

4つ目については、グランドデザインについては先ほど申し上げましたとおり、全くまだまだ具体性がない。基本構想から言うと基本計画までのそのプロセスにすぎない。我々が望んでいるのはいわゆる3年先の実施計画という、そういうものを具体的に表現すること、あるいは担保してもらうようにそれを我々は望んでいるのであって、まだまだほど遠い。これについては、もっともっと具体性があるものを示してほしい。

それから、5つ目はインフラ整備については20ミリから50ミリの間の目標年次を示すべきである。これ資料の中には20ミリ以下のみだけがインフラのいわゆるロードマップを示しているわけですよ。年次計画的に。富岡町で言えば、いわゆる下水道の末端の地域とか、それから上流からの環境工事とか水道とか、そういうもろもろだけれども、しからば20から50の居住制限区域についてはどういうふうな年次計画になるのだと、これは示していないのではないかということを指摘しました。

6つ目については、介護施設、それから福祉施設がこれからこの町の中で広域的なそういうものが考えていかないと、今現状でもどんどん、どんどん介護度がもう重度化していて、大変これについてはもうハード面の不足が出てきているし、もちろんソフトの人的なものも不足している。これについてもしっかりと、これはパッケージの中に入れてもらいたいと申し上げました。

さらに7つ目については学校です。子どもの教育、これがばらばらになっていて、これが今後双葉郡の線量の低いところに集約すべきではないかと、その辺のことも考えていかないと子どもたちがもうふるさとを忘れて、本当にそういう状況の中で

手おくれになっては困るから、今から学校の教育についてはまず仮設でもいいから集約して、それで取り組んでいただきたいと申し上げました。

8つ目は、第一原発の安全性でございます。これは、細野大臣が第一原発に行って現地を確認して、安全というものを確かめましたと言ったものの、これは我々地元としては決して安全というものはほとんど思っている人はおりません。これは、過去にも全然そういう我々にはそういうデータも示していませんし、最近はでも国のほうからの第一の4号機については安全だという、そういうデータではなくて、そういうパンフレットをチラシで広報にはさめて配付してくれないかなんという話ありました。私はこれ拒否しました。そんな国の姿勢だからだめなのだ。国がしっかりとみずから責任を持って説明責任があるのではないか。それも両大臣の前で厳しく指摘しましたので、それが8つ。

もう一つありました。仮の町といつても、もういろいろこれからロードマップを示してくれと、これは我々町としても用地の確保等々はもちろんしなければならないけれども、これは国が責任を持ってやると言っている以上はもっともっと県と連携しながら前進するように示してくれと、こういうことも申し上げたところであります。以上が私のほうから意見と要望と、あるいは指摘したところの内容でございますので、報告とさせていただきます。

以上であります。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。ここで議員の皆さんにお話しします。この件については、今町長が申されたようにまだ8カ町村で煮詰めていかなければ答えにならないという分がいっぱいありますので、確認のみにして質問を受けたいと思います。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 今町長からこの双葉町町村及び福島県と国との協議会のときの質問内容とかるる聞かせていただきましたが、力強い意見、要望言つていただいたのかなと思うのですが、何ら答えが出てこないと、今いろんなことを述べてもらった事項が答え出なくては何もならないと思いますので、今の確認事項がいつ答え出るのかお聞かせください。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） これは、いつと言っても国の我々が要望しているものの答えが出ない限りはこれはわかりませんが、ただ賠償が片づかないうちはほかの問題も前進しませんので、賠償が早急にこれはもう合意形成達するように努力しなければならないので、これはどちらも一致しているところでございます。ですから、何回もやってはもう意味がありません。ですから、これは知事とも非公式に話したのだけれども、もう事務レベル、だから副長村長と県の副知事のレベルで県と詰めろ。詰めて、ある程度もう詰めて、ほとんどここですり合わせできた段階でもう一気に我々のレベルで、そしてまた大臣とのこれをやるべきではないかということでございます。ですから、最短の時間でやらなければ、あとほかのものが前進しませんので。これは、今おっしゃるとおり何回やっても同じです。繰り返しやったって、もうどうにもならない。それは、スピード感ないと言われて、何回も今まで国に言つてゐるじゃないですか。そこが今までの政府の対応であったのです。今になって中間ちょうどお話も全然出てこないし、それは1回一休みしているのでしょうか。これで賠償を片づけないともう前へ進まない、わかってきたのです。そういうこともしっかりと相手方は今認識してきました。だから、その辺も踏まえて、できるだけ早く我々のほうでも、もうぶん投げておけません。みんな避難住民が本当にもうこういう状況で、説明するまでもなく、そういう状況の中で、前に進まないと大変なことになりますので、それは今ご指摘のとおり、しっかりとこれから。何回やるって意味がないのです。そういう状況で頑張っていくんで、よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） はい、ありがとうございます。状況を見ていますと8カ町村一つになってやれば、これにこしたことないと思うのですが、川内が帰還宣言をして、遠からず今度広野もそういう状況が生まれてくるのだと思うのですね。その次、楢葉もそろそろそういう準備に入っていますので、一つになろうとしても、1町村からばつらばつら何かこう離れていくような感じも見えますので、ぜひやはりこれだけ大臣さんがそろって話し合いをした以上は、10日、20日とか期間を区切つてきっちと共有した意見に対しては回答をもらえないと思うのです

よ。そういう意味でもちろん賠償が最優先ですので、まずは賠償をきっちりやっていただきて、2段階にスムーズに進めるような方法をとっていただきたいと思う。今町長が述べたような方法をとっていただければ非常にありがたいかなと思います。

終わります。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 今町長の話の中でいろいろありましたけれども、その中で仮の町、すなわちそのあれからしますと災害公営住宅の話あったのですけれども、それ以前のそこまでのつなぎの仮設住宅、我が町の部分が非常に遅いですよね。相当数不足しているのに。その辺は町長、議題というか、話題にもしなかったのか、それがどういうお考えでいるのか。遅々として進まないのですけれども、その辺はいかがなっているのでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 仮設住宅は、いわき地区のことをおっしゃっていると思います。確かにいわき地区についてはニーズが多いのに、まだまだ待機者がいるということは十分承知しています。下高久が今度15日ですか。15日に説明会、地元の方々とございます。これは約100戸ですが、そのほか今用地をいろいろ今探していますが、確かにいわき地区に対する仮設住宅の対応はご指摘のように遅かったかもわかりません。これは、おわび申し上げます。しかし、今後も新たに無事な場所も、今いろいろな方々にもお願いしながら、まだ2カ所目の候補地を今探していますが、ひとつできるだけ早くその辺については確保していきたいなというふうに考えております。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 現状厳しいことは私も承知しておりますけれども、ただ同じように同じ用地の中で土地が不足している中でも神白、東警察署の東のほうですけれども、それから林城ですか。結構できているのですよ。そんなにいいところではないけれども、まあまあのいい地に。ですから、ぜひ富岡のほうももっと積極的に進むことができるよう頑張ってほしいと思うのですよ。ただ、前に話題に挙が

りましたけれども、その後あれだから、そんなに進んでいないのか、これも町長にちょっとお考え聞きたいのですけれども、南台、双葉がつくった。あの場所は、非常に私はつくっても問題があるかなと思うので、余りぜいたくも言えないのですけれども、そこそこの場所を何とかもう少しスピードアップして進めていただきたいと思うのですね。ですから、それと南台に対してどんな考えを持っているのか、お聞かせください。

〔「南台とはどこだ」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 12番さん、その問題については富岡町災害対策本部に関する業務の執行状況ということで大きな2番でありますから、そちらのほうでお願いしたいと思います。

○12番（塚野芳美君） そうすればいいです。

○議長（宮本皓一君） この国との協議会の中の確認事項ですので、その他ありませんか。そのほか。

3番。

○3番（遠藤一善君） このカラーの資料のことでちょっとお聞きしたいのですけれども、この年間20ミリメートルの境界線の資料が新たにくついているのですけれども、これはどういう話のとき、どういう理由でこれが出てきたのか、ちょっとお聞かせ願いたいのですけれども。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 先ほど町長からもありましたように、この資料についての説明は全くありません。配付されたという形でございます。ただ、この資料を見ますと凡例等が左端のほうに載っているかと思います。この凡例から判断しますと、現在位置が黒い太い線、現在ということで箱抜きしてありますが、これが5年ごと、あるいは1年ごとにどういうふうな動きになっていくのかということの図面というふうに理解しております。5年後がブルーの線ですか。10年後が赤い太い線ということで、20ミリの境界がどんどん北東のほうに寄っていくということを示した図面であるというふうに理解しています。

○議長（宮本皓一君） 3番。

○3番（遠藤一善君） 見ればそのぐらいは読み取れるのですけれども、意図があるので多分出してきてていると思うのですけれども、やはりある程度こういう資料出て、ぱっと目につくようなものは、その意図をちょっと探ってきていただかないと、何を意図して、これ出してきてているのか、資料もらっても解析のしようがないというか、何をするためにこの資料出してきてているのか、僕らに何を訴えたいからこれを出してきてているのかぐらいはちょっとわかるようにしていただけすると今後ありがとうございます。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 先ほどの話繰り返しになりますが、会の流れからいって、資料の説明を求めるというような流れはないです。時間も想定されておりませんので、これは持ち帰って見てくださいという形ですので、この資料実はもっと膨大な資料がたくさんついていまして、この説明が今度始まりますと恐らく2時間半ではとても間に合わないという想定の中でだと思います。これにつきましては、関連する町村長からもこれだけ膨大なものが当日出されるということについてのクレームはありましたので、今後国のはうの対応としてもその辺は対応して考えていただきたいということは伝わったと思います。

○議長（宮本皓一君） 3番。

○3番（遠藤一善君） なるべく探っていただいて、これ内閣府が出してきたわけですよね。ぜひどういう理由なのか、探っていただければなというふうに思います。答弁は結構です。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 前回もこういう形ではありませんでしたが、町村長会議の折に自然減衰のマップ出されたということで報道になったことがあると思います。これは、それを地図に落として、よりわかりやすいといいますか、自然減衰を見ていただきたいという趣旨にほかならないというふうには理解しているところでございます。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 3番議員の関連ということで質問させてください。今副町

長から自然減衰という話あったのですけれども、先ほど町長からも1ミリということで国が認めたと。あと、町長も最近は1ミリを理解してもらって、帰町する場合に1ミリを目標にする。または、1ミリでないと帰町宣言しないと、そこまでこの前の被災者の会でも言及してもらったので、私もかなり1ミリにこだわった人間ですから、ありがたく理解しているのですけれども、この今マップのことで今副町長から自然減衰という話あったのですけれども、自然減衰というのは何にもしないでここまで下がるよと、5年、10年、20年後。それで、こういったものって文科省が航空機によるモニタリング地上1メートルということで、これ出してくるのですけれども、私基本的に文科省信用していないのです。スピーディの件から、やはり住民の健康不安、こういったものを本気で考えているのかなというところに原因がある、こういった線量は文科省の計算方式、何回も私言っているのですけれども、屋内待機のとき使った暫定的な計算方式、あれを今でも使っているのです。あれをもう取っ払って、国際標準の線量のはかり方、それにそういった線量のはかり方でこういうマップをつくっているのかどうか、それがちょっと疑問なものですから、できるだけ低線量被曝、住民の健康被害を考えたときに3.8マイクロシーベルトアワーが年間20ミリではないよと、そのところはやはり副町長、こういう会議に出席したときには富岡はやはり24時間365をストレートに掛けて、これが20ミリだと、そういったものを主張してもらいたいのです。文科省にはやはり賠償のエリアを小さくしたいという意図が働くので、その辺ちょっと今3番議員が言ったように意図はその辺ではないかなと想像されますので、副町長の頭の中にもそういったものを入れてもらって、これ暫定の計算方式使っていませんねと、食品、水とか食べ物なんかももう1年たって暫定基準を取っ払って新しい基準でもうやっていますので、ベクレルの計算方法なんかも。やはり空間線量もそういう暫定を取り外したもの、そういったもので主張してもらいたいのですが、副町長お願いします。

○議長（宮本皓一君） 副町長。

○副町長（田中司郎君） 安藤議員が常々おっしゃっていることは理解しているつもりでございます。これは、前回も現状の自然減少というようなことについての出す意味、これについては首長からもクレームがついたところでございます。我々も

そういう意味では、これをもって何かをするというふうには基本的には考えないと
いう立場をとっているつもりでございます。これは、各町村とも一緒だと思います。
それを進める上ではということで、今議員がおっしゃられていることだと思います
ので、今後除染について、特に関連することの会議の際には今おっしゃられたよう
なことを参考に臨みたいというふうに考えております。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） それでは、これで双葉地方町村及び福島県と国との協議会
の内容についての件を終了いたします。

それでは、付議事件1に入ります。

付議事件1、平成24年度6月定例会提出議案の説明について、（1）、動産の取得
(案)についての件を議題といたします。

生活環境課長より説明を求めます。

生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） おはようございます。それでは、動産取得
案についてご説明をいたします。

今回の動産の取得の案件につきましては、個人線量計の購入でございます。この
個人線量計の購入につきましては、帰還住民放射能対策機器整備事業の交付金と町
の財政調整基金で個人線量計を購入するものでございます。購入する線量計は、避
難している箇所の線量測定のみならず、避難指示区域再編によりまして一時帰宅が
容易になることが予想されますので、帰宅する際の支援、一人一人の不安解消と安
全、安心を確保するために各世帯に1個ずつ支給する予定であります。今回の交付
金の条件としましては、積算線量と空間線量が同時に測定することが一つの条件と
なっております。このことから、これまでに議会の議決を賜り購入しました線量計、
これまでに健康福祉課、それから生活環境課で購入しておりますが、これらの機種
も含めて再度その機種の選定について検討をさせていただきました。その中でイン
ターネットで入手可能であるというような主に外国製とか、そういうものについて
国民生活センターに苦情が寄せられている線量計とか、そういうものも含めまして

検討をさせていただきましたが、まず国民センターで調査した結果、線量に正確性が余りないと、そういう機種についてはまずは除外の対象とさせていただきました。それから、この線量計については半導体方式とGMの方式がありますけれども、後者のほうについてはガスに放射線が当たり電流が流れて放射線を測定するというような方法でございますが、これについてはガスが分解され、だんだんその精度が落ちていくというようなこともありますから、この辺も含めまして検討をさせていただきました。また、線量計の中には1マイクロシーベルト以下が測定できないというような線量計もありますので、これらを踏まえまして、再度この線量計につきまして内容を指名委員会等に諮りまして、これまでの購入してきた実績のある機種も含めて、どういうふうな機種がいいのかということを選考をさせていただきました。その中でこれまでと同様に購入してきた機種が指名委員会の中でも一応最適というような方向が示されたところでありますので、この機種についての購入を進めてきたところでございます。この購入する機種につきましては、当然条件であります空間線量、積算線量が測定できるということはもちろんのことでございますが、そのほかに機能として生活の防水タイプの機能であること、あるいは乾電池式ではなくて、携帯電話と同じような充電式の方式であるということで、電池交換が頻繁にする必要もないというようなこともあります。また、その機種についてさまざま大きさとか、そういうようなものもありますので、そういうものも備えておりまして、この機種を選定したところでございます。

また、取得の方法でございますが、皆様にお配りしております資料1をごらんいただきたいと思います。今回購入する金額については2億8,329万円でございます。個数につきましては、5ページに記載しております7,100個を予定しております。それから、購入の方法でございますが、一般的には購入する際には競争の原理を働かせるということで入札というのが一般的な方法でございますが、今回に限りましてはまず機種を選定したということで、その製造メーカーの代理店あるいは特約店を通した本来であれば一般的な競争入札とするのが一般的な考え方でございますが、これまでそのメーカーといろいろ町と協議をしてまいりました。その結果、メーカーとしてはやはり富岡の今回に限り、特約店にこれまで県内各地で提供しております。

す価格を一般的に下げるることは難しいというような状況もありまして、その中で町がこういうふうな避難をしてきて大変な状況である。あるいは一般財源を持ち出してまで購入するというようなことも考えまして、メーカーとして町の少しでも一助になればということで、金額について特約店、代理店に提供する金額よりももっと安価なもので提供させていただけるというようなことになりましたので、これらをもとに随契の本来の形である金額を超えますが、地方自治法の安価で購入できることがあれば随意契約でも構わないというようなものもありますので、それらを利用して1社メーカーの見積もりとさせていただいたところでございます。

説明については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 説明で大体わかったのですが、6月1日契約で納入期限が7月31日という2カ月も期間を設けてあるのですよね。これは、やはり発注されから製品をつくるみたいな形なので、そのように見受けられるのですが、本来だともっと早く納入されてもいいのかなという感じなのですが、これはやはり最大期限を設けてあるというだけで、本来は例えば7月の半ばにもう納入されるとか何かというある程度の取り決めはされているのですか。その辺伺っておきます。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） まず、6月1日というのは仮契約の日時でございますので、当然同意案件でございますので、定例会で同意を得てから正式な契約という形になります。定例会19日からでございますので、6月中旬以降というような形の本契約というような形がますますなるというのがまず1点でございます。

それから、この購入につきましては当然町に直接7,100個いただいても、今度町民に配付するというような手続がございます。これについては、当然この中には含まれておりませんので、その富士電機さんの関連する製品を送付する、そういうふうな会社のほうに配送委託というようなものをかけるような予定となっております。それらを含めまして、ここで納入期限7月いっぱいというような形になってい

ますが、それらを含めて、このくらいの期日までは皆様に配送したいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） ということは、町民に配付される日、役場に入るのではなくて、役場のほうに普通物品というと1度購入して町民にそれから配付するという形なのですが、今回の場合は直接メーカーから町民のほうに配付という形をとられているわけですね。間違いないですね。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 備品契約の購入については、富士電機株式さんという会社とさせていただけます。また、その発送業務、これについてはこの会社になるか、この会社のそういうような発送業務を携わる会社、どちらかになるかちょっとまだ決定しませんが、この関連する会社のほうで発送をしていただくような形になりますので、本来であれば備品購入ですから、1回町で受けて、それを配送お願いするというのが本来の形ですが、それを町が直接ここで受けなくて、できたものを確認させていただいて、それをその配達業者にお願いをして配達していただくというような形で進めたいというふうに思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○9番（黒沢英男君） 了解しました。間違のないように、町民すべてに配付できるようによろしくその辺は、その辺だけは注意してください。

〔「町民……よろしいですか」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） では、生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 町民すべてではなくて、各世帯に1個ということでご理解をいただきたいと思います。

○9番（黒沢英男君） はい、お願いします。

○議長（宮本皓一君） ほかに。

12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） しばらく見ていましたのですけれども、1点だけ。時定数は、これ幾つなのですか。

- 参事兼生活環境課長（緑川富男君） 済みません。もう……ちょっと……
- 議長（宮本皓一君） 何と言ったか、もう一度はっきり。
- 12番（塚野芳美君） 時定数。要は……いいですか。
- 議長（宮本皓一君） はい。
- 12番（塚野芳美君） こういうのはサンプリングして、そのデータの何十か、それはわからない。マイコンでそのメーカーが考えるもので、移動平均をとって幾らというふうに表示するはずなのですよね。本当の正確な値を知るためににはその時点数の3倍測定しなさいという大原則があるのでけれども、これ時定数が読めないので、では何秒なのだというのがわからないので、この仕様書には書いていないですよ。ですから、幾つなのですかとそちらにお尋ねしたい。
- 議長（宮本皓一君） わかりましたか。
- 生活環境課長。
- 参事兼生活環境課長（緑川富男君） 大変申しわけありません。ちょっとその辺は私もつかんでおりません。申しわけありません。定例会までにはちょっとその辺も含めてメーカーにちょっと確認したいと思っています。よろしくお願ひします。
- 議長（宮本皓一君） よろしいですか。
- 12番（塚野芳美君） はい。
- 議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。
- 4番（安藤正純君） 7,100台ということで、2億9,000万円随意契約ということなのですけれども、町長のほうでは5年間帰町宣言をしない。5年間は帰町宣言せずにインフラ整備ということで、富岡町には町民は5年間戻らないということであれば、この5年の間に物すごくこういった計器なんかも改良型、優秀なものがどんどん、どんどん安くいいものが出てくると思うのですよ。ここ1年二、三ヶ月の間にも外国製から国産、かなり前へ前へと進んできていますので、なぜ今町民が戻らないのに7,100台って思ったときに、例えば500台でも1,000台でも買っておいて一時帰宅とか、あとは例えば中に入って今町で貸し出しているものが足りないとか、そういうのを補うために1,000台くらいはどうかなとは思うのですけれども、全世帯に今配らなければならないその理由、私は5年後でもいいのかなと思うので

すけれども、その辺ちょっと聞かせてください。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参考兼生活環境課長（緑川富男君） まず、一番冒頭に申し上げました、これは県からの交付金と町の一財を出すということで、県の交付金については平成22年度の国勢調査の結果で6,141世帯という形で出ていますので、それに対して1世帯当たり3万円の交付金が来ることになっています。ですから、例えばそれを下回って1,000台というような形になれば、当然交付金は受けられない、返還という形になってしまいますので、そういうこともあります。それから、避難指示再編に伴いまして、説明の中でもお話ししましたように、一時帰宅がある程度容易になるというような部分もあります。今後町民が当然ご自宅の片づけとか、そういうもので帰る機会がふえるということも予想されますので、今までの一時帰宅については空間線量ははかれないような形で、積算線量計だけを持って出入りをしていたと思うのです。今回そういうふうな避難指示区域がある程度再編されることによって自由になる。例えば居住制限区域あるいは解除準備区域の中においてもほっとスポット的なものも多分あるかと思います。そういうもので、まず個人線量計を持ちながら入っていただいて、そういうところにはなるべく行かないような工夫もしていただくというようなこともありますので、その交付金の絡みと避難指示が再編されると、そういうものも含めてできれば皆さんに配付したいという考え方のもとから、今広報等配付している世帯の中でも分散している方もありますので、そういうふうな世帯の方に配付したいと、そういうふうなことで考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 町のお金でない、交付金だという説明なのですけれども、今まで例えば建物、体育館建てたりなんかということで箱物行政、それはやっぱり補助金とか交付金とか、そういうことで今までやってきたツケがたまたとかというやり方行政はやってきたのですけれども、何かそういうパターンに少し似ているなど今感じるのだけれども、国から出るお金ってやはり税金なのです。やっぱり町民は日本国民であって、福島県民であるので、やはり私は7,100台、6,000世帯が

全部一気に戻るというようなことはあり得ないというふうに思うので、今課長から説明あった一時立ち入りとか、後片づけとか、それがでは7,100台の線量計持っている人間がすべてどどと一度に戻れと、そんなことはあり得る話ではないので、やはり考え方はわかるのですけれども、決して無駄遣いにならないような形でやつてもらえばと思って質問させてもらったので、5年後に安くてもっといいものが出ていればちょっと高い買い物になったのではないかと思うかもしれないが、そういうところもやはりちょっと考え方に入れていてください。答弁要りません。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 1点だけ確認させてもらいます。

これ直接富士電機のほうから配達業務のほうにどこに依頼するかわからないですけれども、配達で個人宅にお送りするということですが、その配達費もここに含んでいるのか、配達費は別なのか、聞かせください。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） この金額の中には配達費は含んでおりません。配達費は、一応宅配便みたいな形の中で届けるということで、1件当たり700円くらいかかるような形で、それは別途契約というような形で考えております。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 本来なら丁寧に考えていただけるのであれば、やっぱり配達費も説明の中に入れていただくのが筋なのかなと思うのですね。そういうこと、またこの機種の先ほど質問ありましたが、これだけ放射能、この第一原発の事故によって我々放射能線量計とか、そういう知識が多少ついただけで、中身は全然わからないのですよね。約3億円からの買い物するわけですから、何を聞かれてもやっぱり説明できるようにしておかなくてはならない。当然メーカーから1人来てもらって、こういう業務に当たってもらえば、そういう部分をきちんと説明できるのかなと思いますので、今後こういうこと何かがあるとすれば、そういうような方法をとっていただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 今議員のおっしゃるように配達費も含めてということは検討はさせていただいたのですが、備品購入ということで台帳をつくる際にはそこに単価がはね返ってくるという部分もありましたので、ちょっと今回は備品の購入だけにして、配達そのものもまるっきり別なところではなくて、この富士電機と一体になって関連する業者ということで、その辺はスムーズにやるというようなことが一応打ち合わせの中では話しておりますので、その辺は今後また購入する際にはまた検討させていただきたいと思います。

あと、また後者の先ほど説明できなかったことに対しては本当に申しわけございません。今後そのようにないよう私どももメーカーとよく話を聞いたり、あるいは個々に待機をさせるなりして進めさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。本当に申しわけありません。

○11番（渡辺三男君） 終わります。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

〔「質問でなくたっていいですか」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） はい。

12番。

○12番（塚野芳美君） 配達費ですけれども、大口需要家ということで、相当格下げ、約700円かなという課長の話でしたけれども、もっと低い金額で大口需要家の場合対応できる実績……あえて今数字言いませんけれども、ありますので、それ検討してください。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） それについてはよく配達業務やるところと話し合いして、どういうものが一番安くてできるかというものを含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

10番、高橋実君。

○10番（高橋実君） これ値引き幅何%で最終的に落ちついたのかと、あと1個当たり3万円の国からの補助はいいのだけれども、町持ち出しが結局仮に配達量

700円プラスになると約8,967万3,000円からになっているものね、町持ち出し分が。概算で計算するとね。それは、東京電力のほうに町として補償で出して、町持ち出しは最終的にゼロにすると思うのだけれども、どこまで考えているのか教えて。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） まず、値引き幅でございますが、まずこの定価は約8万円でございます。これまで昨年買った福島県内の動向とか、そういうものを見ますと、当初はやはり各町村で購入していた実績からすると1個当たり5万円に消費税というような形で購入をした経過があります。それから、富岡町として近々の中で購入したものについては3月の定例会の議決を受けまして購入した同じ線量計でございますが、これについてはやはり購入する機械が多くなってきたという部分はありますし、メーカーとしてはやはり少しでも協力できればということで、3月時点では4万5,000円に消費税というような形で購入をさせていただきました。今回につきましては、やはり町の財政的なものも相当負担がかかるということで、さらに協議を進めまして直接町との随意契約であればということで3万8,000円まで、税抜きです。下げていただいたということで、定価からすると約半分くらいになったのかなというふうに思っております。

それから、2点目の町の持ち出しにつきましては、当然議員のおっしゃるようにその線量計の部分と配達費の部分を含めて東京電力のほうの請求ということも含めて考えてまいりたいと思っています。

○議長（宮本皓一君） 10番。

○10番（高橋 実君） 考えているのだが、やるのか、どっちなのですか。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 請求の中に含めて請求したいと思っております。

○10番（高橋 実君） 終わります。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

8番、高野泰君。

○8番（高野 泰君） この線量計を個人に渡すわけですね。その際の規約とか、

そういうあれはあるのかね。やっぱり規約というか、個人に渡すときのそれを売ったり、譲ったり、そういうことすることが考えられると思うので、その辺の規約というか、そういうものはあるのかどうか。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 今回の場合には支給ということで考えております。貸し出しの場合には貸し出しの要綱とかつくってやっているところですが今回については支給ということですので、町から支給する内容等をお伝えしながらやりたいと思っていますが、ただ今議員おっしゃるように支給された後に要らないから売ってしまったということも考えられないことではないのですが、ただそれをそういうことはだめですよというようなことは文面にやらないでくださいということは入れて配付したとしても、それをどこまで町がつかむかということはちょっと非常に困難なことですので、もし使わないのであれば町のほうに返還という形を含めて、そういう文面に入れながら配付をするという方法も考えられますので、その辺については文面の内容については今後そこも含めて検討させてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○8番（高野 泰君） 終わりです。

○議長（宮本皓一君） いいですか。ほかにありませんか。

10番。

○10番（高橋 実君） さっき世帯数で7,100に割り当てていると言ったのだけれども、今現在1家族が分散して家族が、このころの世帯数を言っているのですか。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 基本的には本来であれば住民票の世帯というのが基本の形であります。今議員がおっしゃったように分離しています。分離していて、例えば世帯主に配付しますとおじいちゃんが世帯主になって、若い人がなっていないと。そうすると、おじいちゃんのほうに行って若い人に行かないというような部分もありますので、今回の7,100については分散した形のものの世帯という形で考えていただきたいと思います。

○10番（高橋 実君） ありがとうございます。終わります。

○議長（宮本皓一君） 11番。

○11番（渡辺三男君） 世帯が分散して7,100個ということですが、例えば嫁さんと子ども実家に行っているとか、そういう世帯まできっちり分離としてつかんでいますか。つかんでいないとすれば、それも必要になってくるのかなと思うのですよ。かなり実家に子ども連れていっている人というのが結構いると思うのですよ。それまでやっぱり世帯分離で考えていかないと不公平が生まれてしまうのかなと思いますので、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 世帯分離につきましては、各世帯のほうから届け出のある、町のほうに届け出をしていただいている世帯でございます。現在広報を配っている世帯が7,100世帯ということになっていますので、届け出のない世帯についてはちょっとわかりませんので、そこはあくまでも届け出という形のもとで進めています。

以上です。

○議長（宮本皓一君） よろしいですか。

○11番（渡辺三男君） はい。その回答で結構ですけれども、万が一届け出ない人がいるとすれば、そういう報告をいただけばやはり配付するというような形とていただきたいと思います。申し入れがあったときには。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、（1）を終了いたします。

次に、（2）、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についての件を議題といたします。

総務課長より説明を求めます。

総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それでは、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

現在仮設住宅自治会長には居住する町民の意見集約、困り事相談など、従来の行

政区長と同様の行政業務の一端を担っていただいている一方、避難における共同生活の中で行政区長とは異なる行政的役割が求められておりますので、非常勤の特別職として位置づけ、報酬を支払うことができるよう条例の改正を行うものであります。

また、県内外の借り上げ住宅等に避難している町民のコミュニティ育成が早急に求められております。その支援業務等に従事する職員が必要であることから、復興支援員、地域復興支援員を非常勤の特別職として位置づけるものでございます。

資料2の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。別表中、行政連絡員に仮設住宅自治会長復興支援員、地域復興支援員を追加するものであります。また、附則において行政連絡員、区長戸数割、副区長戸数割、班長均等割、戸数割を当分の間支給しないこととしております。改正後においては、区長には年額10万6,000円、仮設住宅自治会長には年額12万円を支給することとなります。復興支援員につきましては、主任、専任とし、専任を取りまとめる者を主任とするものであります。地域復興の支援員については県内外を問わず、広域的な地域または範囲でのコミュニティ活動や住民の取りまとめを行っている者を行政連絡員として任命するものであり、報酬金額についても仮設住宅自治会長と同額の年額12万円としております。

以上が本条例案の概要でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 課長、この特別職の支給金のあれですけれども、これ3月11日ですよね。広報が各区長に配られたのが3月10日の日ですよね。3月11日に配ろうと思ったら、あの災害で配れなかつた。これで今ほとんど27行政区というけれども、行政区そのものは存在しないし、何のあれもありません。こんなことつくたって、私は自治会長とか復興支援とか地域復興支援、これは認めますよ。だけれども、区長、副区長、班長なんというのは存在するのですか。現状を教えてくださいよ。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） ただいまのは昨年3月11日以降の件だと思いま

す。昨年被災の22年度につきましては、その後区長さんのはうには1年間の区長報酬と班長、それなりの報酬は支払っておりまして、23年度につきましては休止というような状態で現在進めてきておりました。24年度に入りまして、現在各区長さん方にお願いしまして区長の名簿を各行政区より、まだ二、三の各行政区長さんからは、行政区よりは上がってきておりませんが、今年度24年度からは行政区長会ということで立ち上げ、再度するように今段取りを進めているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 私の言いたいのは、結局3月11日というのは3月に各行政区で次期区長を決めるとか何かというのが3月なのですよ。それで、4月1日から執行するわけですね。だから、今の課長のあいさつだとあたかも行政区が存在するような答弁になっていますけれども、全く存在していませんし、活動していません。動いていません。なのに、こういうものを出してくるというのは私はナンセンスだと思うのですよ。いかがですか。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 現在区長会、今年度に入りまして各22年度の区長さん方に文書を差し上げましてお願いしました。それで、その行政区、行政区によっては各行政区の主な事情があるかと思いますが、役員会なり総会を開いて、その区長を決定しているところもございますので、今議員がおっしゃるようなことは私たちは今後も区長会はやはり存続していかなくては、できる限りの保護は、手当てはしなくてはいけないし、きずな、コミュニティーを維持していくためにもやはり区長会の存在は大きいということを認識しておりますので、今後ともそういうことでやっていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 震災から15カ月たちますけれども、私も富岡の住民ですけれども、一切そういうコミュニケーションありません。課長、どういうふうな認識をお持ちなのですか。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） その点につきましては、各行政区、行政区の事情といいますか、そういうものもあるとは思うのですが、例えば私の小浜行政区ですと先月あたりちょっと総会などを開いておりますし、その区長、区長の考え方もありますし、役員さんの考え方も各行政区によってはあるかと思いますが、それぞれの各行政区のほうに確認していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 今の関連なのですけれども、ちょっと答えが見えないようですね。行政区の総会開いたとか開かないとか、そういうのは問題外だと思うのですよ。行政区の行政連絡員というは、町の例えば広報文書の配る役とか、そういう部分で初めて報酬もらうのだと思うのですね。当初予算で区長会のほうに400万円ですか、予算組んだの。予算組みましたよね。そのときに私質問させていただいて、なぜ仮設区の自治会長にもお金払っていないのに何で区長会にそのほどの予算組むのだという質問した経緯があると思うのですよ。そのとき返ってきた答弁が24年度からはもう除染が始まると、除染が始まれば、当然除染していいですかとか、そういういろんな各行政区で問題出てきますので、区長さんに全面的にそういうところを支援してもらいたいと、そういう当然返ってきたのですよね。今のやりとり聞いていると全然そういうのなしなのですよ。ちょっと理解できないのですけれども、そういう当初予算で私納得したのは、確かに除染業務なんか始まれば行政区をまとめていくのは確かに区長さんだと、あと行政区の役員だと、そういう意味で大変有効活用できればいいのかなという考え方で私納得したのですが、今の答弁聞いてると全然納得いかないです。総会やろうが、やるまいが、それは行政区のことであって、区長業務、役員業務というのはやっぱり町長部局の連絡業務ですので、その辺どういうお考えなのかお聞かせください。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 確かに3月定例会だと思いますが、区長会の考え方については今後24年度以降そういうことで区長さん方にお願いする場面も出て

くるというようなことから、確かにそういう答弁をさせていただきました。それは、今後も今変わらないということで、私たちは進めていくつもりでございますし、そのために今回均等割だけですけれども、行政区長さんたちにはそれなりの報酬をお願いし、各行政区としての地域のコミュニティーを保っていただきたいというようなことから年額の均等割の報酬については今までどおりにお支払いしたいということでお願いをするところでございます。ただ、各行政区、私が先ほど申し上げたのは各行政区、行政区でその事情といいますか、そういうのも確かにあろうということで、私の家のところには何の連絡も来ていないというようなことから、今そういう発言があったと思います。発言といいますか、お話をさせていただきましたけれども、確かに役員が決めて区長さんの名前を挙げておく行政区もあるかと思いますが、その辺は先ほども繰り返しになりますが、各行政区のことなのかなとは思いますけれども、そういうことで今後24年度以降につきましては各行政区の役割といいますか、区長さんの役割というのはそういう地域コミュニティーも含め、いろんな仕事が出てくるものと予想されておりますので、そういうことで進めていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） はい、了解しました。ただ、大半区長さんが決まったのかなと思うのですが、町のほうではそういう声かけしていたみたいですので、全行政区区長さんが決まったのかと、あと決まった以降はどういう業務に携わってもらいたいかはきっちり町のほうからやっぱり皆さんに通達しておかないと、全然何の通達も来ないから動きようがないという区長さんもおりますので、その辺を趣旨徹底していただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） ありがとうございます。今現在3行政区のほうからまだ上がっておりませんが、これは22年度の区長さんに今後の考え方ですが、今までの区長さんにもうとりあえず連絡して区長会を開催し、それでその中で総会を開いて、今後の動きとか、町からのお願いも数点あるかと思いますが、そのように決定していきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○11番（渡辺三男君）　　はい、よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君）　　4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君）　　復興支援員、主任、専任で月額24万円と20万円ということでお出でいるのですけれども、この支援員というのは富岡町で何名くらいで、どういう仕事に携わっているか、それちょっと簡単でいいですから、教えてください。

○議長（宮本皓一君）　　総務課長補佐。

○総務課主幹兼課長補佐（菅野利行君）　　復興支援員についてでございますが、現在のところはまだ任命しておりません。今回条例が通って、初めて予算化になるし、今期はできますので、これが可決された後に任命するつもりであります。当面はですが、当面なのですが、予算的にも上程しておるのですが、中心になる方については6名今予算化する予定でございます。あとは当然その周りの臨時職員とか何かについては別途でございますが、その中心になる部分については6名ということでございます。

〔「仕事の内容」と言う人あり〕

○総務課主幹兼課長補佐（菅野利行君）　　それと仕事の内容ですね。これは、そもそもその制度設計そのものは総務省の震災対応ではないのですが、地域の復興という復興支援員制度というございまして、それを総務省のほうで転用して、震災に当たってコミュニティーとか、あるいは生活支援、そういった震災対応の中身に従事する方を復興支援として辞令を出す場合、特別交付税で見るというような制度がございます。よって、当然例えばの話ですが、まだはっきり決めてはいないのですが、ただいわきとか何かですとまだ拠点ができていないということもありまして、今新たに探っております。そこに従事する人の中心的な人を復興支援にして、住民の方、それ以外にも雇用が必要だと思いますので、その方のコントロールとか、あるいは県内においてはやはりいろんな団体の支援もありますし、各県の支援もございます。ところが、そういう各県で支援しようとしても距離的な問題もあって、我々もなかなか対応できないということなので、そういう各県の支援とか何かも間に入っています。ただくというような役割、役場としては避難先を結ぶような役割とか、あるいは県外にいる方の直接的というか、数的にはいろんな団体ができていますので、それら

のコントロールというか、世話役というような形で入ってきてているというふうに思っています。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 今の説明で大体の概要はわかったのですけれども、よその地域復興支援員とか、あとは仮設住宅自治会長、行政区長、こういった人たちの報酬と比べると番外にちょっと高いので、年額だったと思ってみたら月額になっているので、今補佐が言ったような仕事に携わるということで、あときっちりそれに見合った仕事をしているかどうか。ちょっと抽象的な部分が多いので、やはり検証する必要があると思うので、月額24万円に見合った仕事かどうか、これもあと総務のほうで追っかけ、ちゃんとそういう仕事に値しているかどうかも検証してください。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 総務課長補佐。

○総務課主幹兼課長補佐（菅野利行君） そのように当然具体的な業務についてもこちらで依頼をしなければなりませんし、その辺についてはきっちり対応していくたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 皆さんにこれについてはまだまだ質疑があるのだと思いますが、本会議もありますので、とことん自分で聞きたいところを追求するということも必要なのですが、その辺はご了承をしながら聞いていただきたいと思います。時間の都合で町長初め参与の方々が1日ここに張りつくということになると、きょう午前中というような予定を立てていましたので、この後2番がありますから、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにありますか。

2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） ここに仮設住宅の自治会長ということが書いてあるのですけれども、今仮設以外の自治会というのが徐々に普及してつくられてきていると思うのですけれども、これは多分この一番下の地域復興支援員に当たるのかなとは思

っているのですけれども、今実際に自治会としてではなくて、ちょっとした近隣に住む知り合い同士で会をつくったりしている方も多数いらっしゃると思うのですよ。この自治会、仮設以外の自治会については、例えば人数は何人でもいいのか、もしくは役員とか、そういうのもちろん立てるとか、そういう規約をちゃんとつくれないといけないのか、設立総会をちゃんと開かなくてはいけないのか、その辺明確でないのですけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（宮本皓一君）　総務課長補佐。

○総務課主幹兼課長補佐（菅野利行君）　おっしゃるとおり広域的というか、仮設以外については地域復興支援員という形で想定しております。ただその集まりまでは、それが自治会かというと、それはまた別なのだろうと思いますし、それが広域自治会であるという形ではないと思っています。当然行政連絡員という……このあれですと行政連絡員から外れた形になりますが、大もとの自治法上は行政連絡員という扱いで出していますので、地域復興支援員も行政連絡員の一種と考えています。ですから、町からの行政連絡とか、あるいは取りまとめとか、意向をやっていただけるかどうかという問題があると思うので、それを一つの基準にしたいと思っています。あと、それ以外にもでは具体的に何かというのはちょっと今あれなのですが、それについては当然要綱なり、その基準を満たした形の中の方をこちらから指名すると。集まりができたから、それは広域自治会ですよということではなくて、今おっしゃったように規約の問題とか、構成員の数、その辺も含めた形で、その地域においていわゆる行政連絡員の役割を果たせるのか、あるいはそういう組織なのかというものを一つの基準にして考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君）　済みません。今の答弁ですと町側が指名しないとだめということなのですか。例えば自治会をつくりたいという方たくさん今いらっしゃるのですよね。そういう方は町にそれを申請するのか、もしくは町側がそれを指名したりするのか、その辺どうなのでしょうか。

○議長（宮本皓一君）　総務課長補佐。

○総務課主幹兼課長補佐（菅野利行君） 指名というか、当然行政連絡員なので、辞令行為が伴います。ですから、当然勝手に私らが選ぶという意味ではなくて、それでやりたいよという形とか、そういった中でそれが果たして広域自治会的なものかどうかというのを判断した上で辞令を出させていただきたい。ですから、こちらが1本づりみたいにして、こうやれよというような意味ではなくて、当然そういう考え方の方もいらっしゃいますし、活動したいという方々も存じています。ですから、それと私たちの考えが行政で、連絡員という意味ですが、合致すれば辞令を出してお願いするという意味でございます。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 先ほどの13番さん議員、11番議員の関連でちょっともう一度確認したいと思うのですが、行政連絡員の区長の役割というか、先ほど11番議員に対しての答弁で3月定例会の業務内容について、やはり除染が始まるからということで私も総務課長の答弁の中にあったのですが、この行政連絡員を復活させることでいたのですが、それがいつの間にか先ほど課長言われたように総会を開くとか、地域コミュニティーを図るとかいう言葉に変わってきたのですが、それはわかるのですが、現在富岡町の人口1万5,000人のうちの1万人が県内、5,000人が県外に住んでいるのですよね。そのほかの仮設住宅へ住んでいるのは恐らく4,000人かそのぐらいではないかなと思うのですが、そういう中にあって、行政区としての総会を開くということ、我々のところではまだ開催されていないのですが、そのために県外からわざわざ総会に出席するかと、恐らくしていないと思うのですよね、ほとんどの方は。それで、地域のコミュニティーを図るといつても、5人か10人ぐらいの総会を開いて総会をやりましたとか、何々を決めましたとか、そんな業務のためにこの行政区連絡委員を復活させることは本当は次期尚早ではないかなと私思ったのですよね。13番議員がおっしゃったとおり、業務がされていないのに総会を立ち上げるためにこの行政連絡員を復活させると、もっと大事なことはこの仮設住宅の自治会長の手当は、これは年額12万円わかるのですが、本来であれば副会長というのも自治会にはいるのですよね。この方たちも役員会を開いて、いろん

な仮設住宅の自治に関していろんな取り決め、この本当に苦労なさっているのですよね。こういう方から見れば、私は本当に行政連絡員の復活を立ち上げるというのは、これはちょっとナンセンスに近い話ではないかなと思うのですが、もう一度その辺答弁願いたいと思います。

○議長（宮本皓一君）　総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君）　行政連絡員の立ち上げといいますか、につきましては仕事、業務内容、先ほど除染、それは一つの業務内容の例であって、いろんなことはこれから想定されますので、その辺を維持していくためにはやはり行政区長のそのお力添えをいただかなければならない面が多々今後あると思っていますので、その辺で行政区長会なり行政区長を決めて、各行政区で区長さんを総会なり、そのまま留任というところはそれで結構だとは思いますが、一応区長さんを決めて提出をお願いしますということで、今まで平成22年度の区長さん方に文書を出してお願いしてきた経過がございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、仮設の自治会長の年額は副会長にはというようなお話でございますが副会長につきましては今現在仮設には臨時でもって連絡員というのが職員が配置されておりますので、ある程度会長はその仮設の自治会の中心的な役割を担っていたいているというようなことから、今回報酬をお支払いすることとなったわけですが、副会長についてはある程度は連絡員で賄われることもあるかという、その会長よりは仕事の内容的にはそんなに会長がその地区の対外的な面までの交際といいますか、そういうもの含めると副会長はそれほどというようなこともございまして、今回仮設の自治会長のみ年額ということでさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　9番さん、本会議もありますから。簡潔にお願いします。

9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君）　行政連絡員に関しては、今ちょっと意味がわからないような答弁でしたが、本来は3月定例会で先ほど言いましたように行政連絡員の立ち上げというのは本当に課長言われたのですよね。4月以降から除染が始まるから、計

画されるから行政区の区長の役割が非常に大きいと、こういうことで立ち上げるということを言っていたわけなのですね。それが急にこういうふうに変わるということは本当にこれは納得できないのですが、これは本会議もありますから、その辺もう一度あれしますが、この仮設住宅の会長手当はこれは納得するのですが、やはり副会長も今年度は、これはもうある程度この内容で決めるにしても、やはり副会長いるからには副会長の役割というのも結構あるのですよね。この辺を考慮に入れて、来年度また予算を組むときにこの辺も考慮に入れてもらえるのかどうか、また全然この自治会の連絡員が復興支援員がいるから、これはその辺の役割がそちらのほうが大であるから会長は自治会の副会長は手当は要らないということなのか、その辺も考えられないのかどうか、最後にお願いします。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 先ほど第1点につきましては、3月定例会にもお話しさせていただいたとおり、除染等の仕事が業務的に多くなるということをお話はさせていただきましたので、その除染の仕事とか、あとそれから地域コミュニティーとかがふえてくるということで、除染がなくなるとか、そういうことではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

それから、副会長にはということでございますが、今後の業務の内容等をちょっと精査させていただきまして、しかるべき措置をとらさせて検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○9番（黒沢英男君） 終わります。

○議長（宮本皓一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野善男君） 大変申しわけありませんけれども、除染については常磐自動車道の実証モデル事業とか、そういうものについて今現在5月23日に杉内区長、仲町区長、高津戸区長と一緒に現地を立ち会ったり、あとその周辺の地権者等についても説明をお願いしますということで、多々多様な事務事業をやっていただいておりますということで、今現在そういうことで進んでいますので、これから多々多様な行政区長に頼むことがいっぱい出てくるのかなとうちのほうでは思いますので、その辺も考慮していただきたいと思います。

以上です。

〔「議長、午後からのスケジュールはどうなっている」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 皆さんにこれお配りしてありますよね。この2までを先ほど冒頭に私申し上げたのですが、2の富岡町の災害対策本部の業務執行状況についても午前中にやる予定だったのですが、この状況ではなかなか難しいと思います。

ほかにありませんか。

10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） 区長、副区長、班長、私は今から富岡町が復興して3年後になるか、5年後になるか、富岡町に戻ったときにやはり主体になってくるのは従来の行政区になると思うので、確かに今現在は仮設の自治会とか、借り上げの自治会とか、それも大事だと思うのです。ただ、戻る前提の復興ビジョンをつくっているわけですし、部分では戻らない部分の考え方も大事だと思う。ただ、基本的には戻るということだから、従来の区長会を存続させながら、逆に言えば今一番電話連絡しかないと思う。前みたいに自動車で区内を歩くという地方でないから、せめて電話賃ぐらい逆に足してもらいたいのだけれども、思います。そこら辺の考え方お聞かせください。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 確かに今議員おっしゃることがもっともで、町としても今後はやはり区長さんにお願いすることが多々出てくるかと思いますので、その辺をよく考えて、従来どおり同様なことはここに来てできないかもしれませんが、なるべく区長会を存続し、いろんなことを意見を聞きながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○10番（高橋 実君） お願ひします。終わりです。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ（2）を終了いたします。

次に、大きな1番の（3）、その他についての件を議題といたします。ありませんか。このその他については、今回6月定例議会提出に関するその他ですから、その辺をお含みしながらお願ひします。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 私は、町長は役場職員178定数のうち、今134人ぐらいやっているのですよね。それで、議会議員も20人から始まって18にして、16にして、今14にしてあるわけですよ。ここに農業委員会の推薦人ってあるのですよね。私は、何年も前から農業委員は数が多過ぎると、だから減らせ、減らせと言っても減っていないのですよ。だから、これはこの次……

○議長（宮本皓一君） 13番さん、これ次の議題になりますので、その辺お含みおきください。

○13番（三瓶一郎君） では、ここまで来るのね、きょうは。

○議長（宮本皓一君） やりますよ、最後まで。遅くなっても。

（3）はなければ（3）を終了いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 以上で付議事件1、平成24年度6月定例議会提出議案の説明についての件を終了いたします。

続いて、付議事件2、富岡町災害対策本部に関する業務執行状況についての件を議題といたします。

お諮りいたします。皆さんにお手元に資料が配付してありますが、これを説明をしていただき、その後に質問ということになりますと予定の時間では終了しないと思いますので、きょうはこれを説明のみにしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（宮本皓一君） 10番。

○10番（高橋 実君） これ何回も目通して大体わかっている内容だと思うのね。なら今さら説明は省略して、これを多分見ていると思うのね。質問先行してもいいのかなと思うのだけれども。

○議長（宮本皓一君） それでは、皆さんにお諮りをいたします。説明を省いて、ページを追って私のほうで進めますから、質問だけにするか、それとも説明のみに

するか。前者を優先するという方、挙手を願います。

〔「何、前者ってか」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） うん、前者。説明だけ。説明だけを優先すると。それから、それでは説明は省いて、私がページを追いますから、そこで質問をするということでおろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） では、そのように進めさせていただきます。

参与の方々もそのようによろしくお願ひします。

1ページは結構ですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 2ページ、3ページ。

〔「議長、済みません。1点修正」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 企画課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 申しわけございません。2ページの広報チームの要望書受理状況でございますが、日にちを間違えまして、1件とありますが、ゼロ件でございますので、ご訂正方よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） それでは、2ページ、3ページなければ4ページ、5ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ6ページ、7ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ8ページ、9ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ10ページ、11ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 12、13ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ14、15ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） それでは、16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 18ページ、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 20ページ、21ページ。

12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 先ほどの質問したの、仮設の件の説明お願いします。

○議長（宮本皓一君） 税務課長。

○税務課長（阿久津守雄君） 先ほどの仮設住宅の中でいわき地区の南台のご質問でよろしかったでしょうか。

○12番（塙野芳美君） それも含めて、そういう何でもっと早くできないのかなということをお伺いしている。

○税務課長（阿久津守雄君） わかりました。

○議長（宮本皓一君） マイクをお使いください。

○税務課長（阿久津守雄君） はい。いわき地区の仮設住宅につきましては、まず今の泉玉露、あるいは上好間282戸に対して要望が大変多いということで、3月に福島県のほうに200戸仮設住宅の要望をしております。その中には用地のほうもなかなか厳しいという中で、みずから町が探しながら要望してきたわけなのですけれども、逆に新聞等でも報道されているように中通り地区にはあき戸の仮設住宅があるというようなことで、福島県のほうからも80%以上の入居率のない中での仮設住宅の建設は難しいというようなお話もありました。その中で、福島県のほうからあいた仮設住宅の移築の話もありましたが、福島県内の仮設住宅の移築に対しての県の考え方がまとまっていなかったということもありまして、なかなか移築に関しても進んでこなかつたということもありました。5月に入りました、福島県の仮設住宅の移築の考え方もまとまりまして、とりあえず下高久に100戸というようなお話が福島県のほうからありました。この件に関して、個人の所有する土地であります、いろいろな諸問題ございまして、隣接の住民の説明等もあるということで、ま

す5月の末に下高久の大字の役員の方にお集まりいただきまして、仮設住宅の建設についての説明会をしたところであります。その中では、下高久に仮設住宅をつくるに関して同意いただきまして、現地の測量等に入ったところでございます。今後6月の15日に、今のところ小さな下高久の下原という地区的説明会があるというような形で今連絡を受けております。その中で同意が得れれば、すぐに着工したいというような話になっております。

今回大玉村の安達太良応急仮設住宅の移設ということで、工期がちょっとかかるということで、通常ですと仮設住宅着工から約2カ月で入居できるということなのですけれども、移設の段取り等があるので、最低でも3カ月はかかるだろうというようなお話になっております。ですから、このままでいくと8月の末から9月に入居できるのかなというふうな形で今考えております。残る仮設住宅の建設についても現在県とのことで協議しながら、候補地も少ないが、あるというような話も聞いておりますので、その中で順次建設していただくというような考え方で今進めているところです。

先ほどのご質問であった勿来の南台の現地については、私どもも現地確認しております。植田から山間部のほうに約20分ぐらいかかるのかなということで、現在双葉町のほうで仮設運営しておりますが、若干買い物等でも不便なのかなということで、県のほうには一度お話があったのですけれども、ご辞退したような経緯もございます。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 県のほうがなかなか決まっていなかったから、移築ができなかったということですけれども、それで説明会と。その説明会で地元が了解しても、今度は市との協議なんもあると思うのです。その辺の見通しはどうなのか。

それから、今ちょっとだけ触れたのですけれども、そのほかもうちょっと早くどこか土地がありそうな話があったのですけれども、その辺はもっと説明できないのですか。

○議長（宮本皓一君） 税務課長。

○税務課長（阿久津守雄君） 下高久に関しましては、やはり個人の土地を借地するというような形で、その地域の方々との同意がなかなか難しいというような話もちょっと出てきています、その辺で時間がかかっているような状況です。

あと、今回移築の工法がスムーズにいけば順次、今回富岡の場合ですと安達太良仮設住宅を解体しながら建設するということで、場所等を考慮しながら県と建設する場所、戸数を決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） 時間がもったいないから、もっと短く話しましょうよ。

ですから、下高久の分は地元の自治体が了解したらば、それであと市との協議とかなんかがあると思うのだけれども、その辺は大丈夫かということと、それから先ほど課長の説明にあったほかの何か土地の候補があるらしきことを言ったので、具体的な土地の場所、決定ではないでしようけれども、こんなところを今物色しているとか、話を進めているとかという話ではないですか。その2点です。

○議長（宮本皓一君） 税務課長。

○税務課長（阿久津守雄君） いわき市のほうとの協議は、県と順次進めているというような話を聞いております。

それから、今後の別の場所の提示というのですけれども、福島県のほうでも場所に関しては私どものほうにここだという話はまだ来ておりません。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ22、23ページ。

5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 22ページのほうの中になりますけれども、下水道のほうで被害率20%ほどと書いてあるのですけれども、全体的に何も今インフラのほうは進んでいないと思うのですが、下水道の今の現状はどういう状態だかお知らせください。

あと、23ページの浄水場のほうで、水源の水質分析を行ったと書いてあるのですが、実際的にいつごろ行ったのかということをわかれば教えてください。

あと、その下のところにガス、L Pと書いてあるのですが、そのポンベ自体の破損ということで、実際には住んでいない20キロ圏内の富岡町について一番怖いのは、私たち思うには、火事だと思っているのです。そうなってくると、基本的にガスとか、要するに燃焼するきっかけとなるものがある時点においてやっぱり心配な面があるので、このL Pガスについては町はどの程度、かつ家のL Pガスの破損率というか、よくわからないけれども、破損されている状況が把握されているのか、この点わかる範囲で結構ですので、ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（郡山泰明君） まず、第1点目の下水道の状況ということで、今被災率20%ほどということをここに記載しておきましたが、これは特環下水道の管渠について職員で調査した内容の被害状況がおおむね20%程度かなということで、ここには記載させていただきました。そのほかについては、まだ前回報告したものとほぼ同じということでご理解いただきたいと思います。

もう一つですが、上水道の水質検査はいつ行ったかということですが、正式な日時的なことはちょっと確認しておりません。申しわけございません。

もう一つ、L Pガスの状況ですが、L Pガスについては、被災後現地のほうの調査というものをほとんどやっておりません。富岡にあるガス組合とか個人業者のはうに問い合わせをして、放置しておいた場合にどうなるのでしょうかというような問い合わせを確認しております。放置をしておけば、そういう爆発とか発火とかの懸念はありますが、当分の間は大丈夫ですよというような話も聞いてはおるのですが、ちょっと町のほうとしては心配だということで、地元の業者のはうは被災後職員の体制もとれていないとということで、調査ができないというような報告も受けていることから、ここにも書いてございますが、福島県エルピーガス協会というところに相談しております。そちらのほうもそういう対応についてはなかなか難しいということで、今後国、県と相談しながら対策を講じていきたいというような報告だけは受けております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君） 努力されていることは感じます。ただ、最後にちょっとぴり出た国、県に対しての対応を一緒にしていきたいということが聞かれたので、これからもやっぱり私たちの財産もある富岡町の家屋を火災から守るというような点においても、私はこの今言われたこと、水、それとガス等については十分注意をされていただきたいとともに、できるだけ管理も民間の方にしていただくように、強く町長及び皆さんから言っていただくようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（郡山泰明君） 今議員のおっしゃるとおり、ご指摘のとおりの懸念が十分あるということで私どもも認識しております。よって、今言われたように関係機関に強い働きかけをして、何らかの対策ができるか詰めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 23ページ、1点だけお伺いいたします。

電気について比較的早期に供給できる状況にあるということがあるのですが、実復旧については現在のところ個別協議により可否を判断したいということなのですが、この判断は、実復旧については個別協議というはどういう、例えば町民が東北電力に連絡して何とか通電していただきたいと言えばこの意味なのかどうなのか、その辺のこの個別協議で可否を判断したいということはどういう意味なのか、ちょっとその辺詳しくお願いします。

○議長（宮本皓一君） 都市整備課長。

○都市整備課長（郡山泰明君） ちょっと紛らわしい表現で大変申しわけございませんが、一番の大もとは公共団体とか、そういうところが例えば下水道の処理場に電気を引きたいというようなときに町が協議を行ったときには、そういうものについて、線量的なこともございますが、そういう例えば応急処置で電気を使いたいというときには供給しますよというようなことを受けていますので、各そういう団体

とか、個人的なものについてはこれから3区域の見直しとか、そういうことになって、警戒区域も解除しない限りは入っていけないので、安全的なことも含めて時期を見てということになるかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） では、23ページはありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ、付議事件……

〔「議長、総括」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） では、2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） この中にちょっと記載されていないことなのですが、先ほど線量計の賠償請求をされるというお話があったのですけれども、それ以外に請求されるものはたくさんあると思うのです。それで、税収も少ない中、大変厳しい状況ですので、やはり全体的な請求というのは早期に必要だと思うのですが、ちょっと町長にお伺いしたいのですが、この災害対策本部の組織の中に専門の班とかチームをつくる予定はあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） ただいまのは、多分行政賠償……

〔「賠償です」と言う人あり〕

○参事兼総務課長（滝沢一美君） 行政的な、役場のですよね。

〔「はい」と言う人あり〕

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それにつきましては、この組織体制の中には載っていませんが、現在町のほうではプロジェクトを組んで進めていこうということで、各課、係のほう、係長クラスでプロジェクトを組んで、それで進めていくとい

う考え方で今現在進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） それであれば、議会のほうにもぜひとも途中経過等をお知らせいただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 総務課長。

○参事兼総務課長（滝沢一美君） それと、今職員でプロジェクトを組んで進めるということと、あと弁護士にも中に入っていただきまして、その費用につきましては今回補正で若干計上させていただきました。また、このこと、今あったことにつきましては今回の定例会の町政報告の中で若干触れさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 総括という話を出さないうちに総括出ましたので、もう総括でお願いします。

10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） ちょっと確認したいのですけれども、災害対策本部、班別になっているのだけれども、そもそも班をやめて、従来の課でもう一回見直すようにして、ふやす部分はふやしたような課を大切にしたほうが一番いいのではないかと思うのだけれども、そこら辺考えていれば。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 私も今ちょっといろいろ個人的には考えております。例えば今実際機能を現実にしていない課があります、できないわけですから。そういう課を実質今機能しなければならない、そういうシステム、きっちと今できています。そういう現状に合った名称に変えて、スタッフを増強するなり、あるいはもっともと課名の中で職員の士気を上げる、そういう責任の共有を持つと、そういうことでちょっと考えなければならないと思っていますので、ご理解いただきたい。前向きに検討します。名称の変更ということですね。

○議長（宮本皓一君） 10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） 今言ったように、やはり統廃合とか、新たな復興課みたい

な感じとか、執行部の課長さんは頭数は随分いるのだけれども、やはり足も半歩も出ない人も中にはいるみたいだし、逆を返せばまた1歩も2歩も前向きに考えている執行部の人もいるみたいですから、従来の課を基盤つくって、一日でも早くできるような体制づくりをぜひともお願いします。

○議長（宮本皓一君） そのほかありますか。

12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） 仮設住宅の据え置きタイプの浄化槽のにおいの問題なわけですけれども、私もちよつと二、三カ所行ってみたのですけれども、またそういう時期になってきて、大分迷惑で臭いです。だから、もうちよつとまだまだ長丁場で、きょうの新聞にも載っていましたけれども、さらにこの仮設住宅の使用期限を延長しようと、せざるを得ないと思うのですけれども、それも含めると、それぐらい、臭く迷惑がられているので、根本的にもうちよつと対応、対策を考えなくてはいけないと思うのですけれども。大分臭いですよ。何か考えは持っていますか。

○議長（宮本皓一君） 税務課長。

○税務課長（阿久津守雄君） 仮設住宅の設備のふぐあい、あるいは根本的な考え方についても、福島県のほうの設置者と十分協議しながら対策をとっていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） それ以上求めても答えられないのでしょうかけれども、何せあのにおいがひどいのは課長も認めますわね、恐らく。認めるかどうかだ、認識しているかどうか、においがひどいのは。

それと、だから例の追いだきの件も含めて、県のほうもちよつと何か追いだきのあれば可能性が出てきたみたいなので、中通り地区の仮設の人たちは追いだきの件も大分ガス代の面で苦労していますので、その辺やっぱりもっと県のほうと一生懸命頑張って進めてほしいのですけれども、いかがですか。

○議長（宮本皓一君） 税務課長。

○税務課長（阿久津守雄君） 国のほうで認められました追いだきと物置の設置に関しては、今要望を取りまとめて県のほうに報告している状況でございます。追い

だきについては、かまそのものを交換するというような形で対応するというような県の方針が示されましたので、それに対して今要望をまとめている状況です。

それから、物置なのですけれども、物置がかなり小さいものが設置されるということで、ちょっと今懸念を持たれているのですけれども、1戸当たり0.9平米というような設置基準です。1メートル90センチのロッカータイプみたいな形でしか認めていないのですけれども、物置ということで、設置ということで、空き庫のないところに関してはそれでもしようがないのかなということで、今要望をまとめているところです。高さは、1メートル80ということなのですけれども、ちなみに福島県はそれなのですけれども、岩手県と宮城県は0.6平米だということをつけ加えられました。

以上です。

[「いや、におい」と言う人あり]

○税務課長（阿久津守雄君）　においに関しては、十分対策したいと思いますので。

○議長（宮本皓一君）　9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君）　応急仮設住宅の、また借り上げ住宅等が2年間延長になったといって、3月ですか、発表されて以来、けさの新聞見るとまた再延長もあり得るというような、だんだん、だんだん仮の町構想からまた外れて、何か仮の町構想は災害復興住宅は復興住宅で建設するみたいなことを言いながら、2年間延長後にもまた再延長も検討されているということなのですが、この郡内のいろいろな先ほどの双葉町村の県と国との協議会の中でもその辺のことも、若干仮の町構想も出たと思うのですが、けさの新聞を見ると何か遠のくというより、何かちょっと歯切れが悪いなと心配するなという点があるのですが、その辺のことを町長、わかれれば。けさの新聞に対してですね。

○議長（宮本皓一君）　町長。

○町長（遠藤勝也君）　この間の3大臣との意見交換の中で私のほうからこの問題を提起しまして、平野復興大臣のほうから秋というか、9月ごろをめどに国は国で災害復興住宅のいわゆる意向調査をしながら正確な人数を把握して準備に入ると、そういうふうに復興大臣が申し上げておりました。我々町としても、国は国であつ

ても、我々町も近々各町民に意向調査はいたします。しかも、もっと正確な、名前を一応記入していただいて、それでやっていただくという考え方でございますので、これについてもしっかりと、国のはうから9月ころ、秋ころという大臣のはうからの回答がありましたので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） とすると、けさの新聞を見るとその辺も触れているのですが、再延長もあり得るということは、2年間延長されるということが先般出て、またその2年後に再延長もあり得るということは、この辺がいろんな問題でクリアできない面もあるのかどうか、どういうあれで、町長、けさほど見たと思うのですが、その辺のことを気になさらなかつたかどうか。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 新聞で細かいところを見落としたのかどうかわからないですが、ちょっと確認していません。安住外務大臣は、2年か1年延長ということを言ったのは、これははっきりしていますけれども、再延長というのは今私のはうでは確認していませんが、とにかく平野大臣は、災害復興住宅についての考え方は、国としても一番いわきが非常にニーズが高いということも踏まえて、大臣が直接いわき市長にももう何回かお会いになったり、あるいは県のはうで知事や副知事が行つていろいろと交渉、協議していますので、その辺の説明もございました。再延長についてはちょっと私も把握していませんが、恐らくもう限度はあると思うのです、仮設ですから、あくまでも。恐らく耐用年数そのものからいうと、もう耐え切れないような状況なのかなと思います。もう一度私のはうで確認させてください。

○議長（宮本皓一君） ほかにありますか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 委員会で確認したらちょっと所管違ひだったものですから、多分災害のはうでいいと思うのですが、3.11の地震の状況調査、建設協会ですか、でやっていましたよね。戸数が足りなくて、補正を組んで、その後まだやっていたと思うのですが、いつ報告が出るのか、もう出たのか、出ないとすればいつ報告が出るのかお教えください。

○議長（宮本皓一君） 税務課長。

○税務課長（阿久津守雄君） 家屋調査につきましては、6ページのほうに報告させていただいていますが、3月までに5,431棟調査しました。これは、1次調査なのですけれども、その後税務課で持っています家屋の課税データと突き合わせをしております。現在もその突き合わせしているのですけれども、やはりデータと現地の家屋が合わないところがありまして、再調査、追加調査なども今している状況でございます。それで、調査のほうは大体終了したのかなということで、今データとの突き合わせをしている状況でございます。今後、住民基本台帳のほうの人と家を今度マッチングさせなくてはならないという業務がこれから始まるところです。これが今の予定でいきますと、7月の中旬から下旬ぐらいまでかかるのかなということで、その後罹災証明書の発行をしたいというような予定で今進めている状況でございます。何分家屋が多いのと、あと現地での調査とやはりもともとのデータ、あるいは未登記の家屋等がありまして、その辺でちょっと時間を要しているところがございます。ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） わかりました。当初罹災証明ですか、罹災証明が欲しいということで、早急に町の単独予算でやらなくてはならないということで始まったと思うのですが、そういう話が出てから、最終的に罹災が出るとなれば9月くらいになるということですので、かなり遅いのかなと思うのです。その辺十分急いでいただきたいことと、あと建築士会の調査の工期はいつまで工期をうたったのか、あと工期内におさまったのかどうかお聞かせください。

○議長（宮本皓一君） 税務課長。

○税務課長（阿久津守雄君） 当初1次調査につきましては、3月末で一応終わったということで精算しております。今年度分についても追加があるだろうということで、当初予算に1次調査の分も見ておりまして、今回の追加部分についてはそちらのほうから予算を計上したいというような考えでおります。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） わかりました。ちょっと話がくどくなりますが、とにかく早急に急いでもらって、ほとんどがやっぱり内部を見ないと実際の被害状況がわからないのかと思うのです。その後にまた内部調査を要望する人が多くなってくると思いますので、ぜひ急いでいただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ付議事件2、富岡町災害対策本部に関する業務の執行状況についての件を終了いたします。

それでは、ここで執行部の皆さん、傍聴の皆さんには退席していただきます。お疲れさまでした。

1時15分まで休憩いたします。

休 議 (午後 零時13分)

再 開 (午後 1時15分)

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

続きまして、付議事件3、平成24年度6月定例議会提出予定の議員発議等について、（1）、発議第2号 議員派遣の件についてを議題といたします。

事務局長より説明させます。

○事務局長（角 政實君） お疲れさまでございます。もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

6月定例会に上程予定の議案でございますが、説明させていただきます。まず、議員の派遣の件でございます。発議第2号としまして6月定例会のほうに提案させていただきたいというふうに考えております。1つは、応急仮設住宅自治会との懇談会への派遣でございます。定例会の6月25、26、27、28日に避難生活を余儀なくされている町民の皆さんから東日本大震災及び原子力発電所事故に関する要望や要求を広く聴取し、今後の議会活動に資するため調査を行うものであります。なお、派遣議員は25日が全議員、26日が8名、27日が7名、28日が全議員でございます。

なお、26、27につきましては、集会所の手狭さから議長に相談しましたところ、総務文教常任委員会と産業厚生常任委員会と分かれて対応するというふうなことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

2つ目でございます。東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所の現地調査でございます。両発電所の事故現場を調査するとともに、防災対策、放射線管理対策等について調査を行うものであります。期間は、平成24年7月4日水曜日1日間でございます。派遣議員は全議員でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 事務局の説明が終わりましたので、ご意見を承ります。ありませんか。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 発議第3号のあれですけれども、集合はどこに何時に……
〔何事か言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） （1）です。

そのほかありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 発議第2号の2番、東京電力との放射線管理対策についての調査を行うということで、前段で前に聞いて、第一原発、第二原発視察した後に意見交換会ということですが、時間の配分をちょっとお聞かせいただければありがたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 事務局長。

○事務局長（角政實君） 申し上げます。

前回ご提示しました時間配分にちょっと手を加えさせていただきまして、第一原子力発電所見学の後の意見交換会、これを倍にさせていただきまして、当初は1時間でございます。これを2時間にさせていただきまして、第二の現場調査、これが2時間でございましたので、それを1時間にさせていただいたという内容で変更させていただきたく今進めているところでございます。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 2時間程度あれば、何とか意見交換はできるのかなと思いますけれども、前回提示したって、前に提示していただいたたっけ。何で提示だっけ、時間……

〔何事か言う人あり〕

○11番（渡辺三男君） 申しわけないです。私が見逃していました。

2時間程度あれば意見交換はできるのかなと思うのですが、万が一できなかつたときには30分くらいの延長はできるのでしょうか、そういう含みで向こうに連絡していただければありがたいと思います。要望です。

○議長（宮本皓一君） 議会事務局長。

○事務局長（角 政實君） そのようにちょっと段取りさせていただきたいというふうに思います。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） 仮設の懇談会、これ過去に終わった熊耳と平沢の分も発議だけはしておかなければまずいのではないか。後からでもいいというふうになっている……

○議長（宮本皓一君） 議会事務局長。

○事務局長（角 政實君） 今回定例会に提出ということで考えておりますので、それ以前に行われるものについては一応報告ということで後でご説明申し上げる予定でございまして、まだ実施はしていませんが、定例会後の議員派遣ということでお願いしたいというふうに考えております。定例会前に終わる6月13、15については、実施後訂正しまして定例会のほうに報告させていただきます。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） だから、そのやるということさえ前もって言えばいいのだけれども、どこかであればしておかなくてはいけないわけだから、派遣は。だから、今のは説明で了解しました。

○議長（宮本皓一君） ほかにありますか。

6番、渡辺光夫君。

○6番（渡辺光夫君） 6月28日の泉玉露の件なのですが、人数割というか、219戸ということは相当な人数だと思うのですけれども、この自治会というか、泉玉露の集会所にはこれだけの人が入れるのですか。大丈夫なのですか。

○議長（宮本皓一君） 議会事務局長。

○事務局長（角 政實君） 集会所は、200名も入れるような集会所ではございません。今町執行部のほうで調整懇談会ということで何回か実施しておりますが、状況を見ますと大体入り切れるような人数で対応されているようなことを伺っておりますので、大丈夫なのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本皓一君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） お諮りいたします。

事務局からの提案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認めます。

それでは、事務局からの提案のとおり決します。

次に、（2）、発議第3号 原子力発電所に関する特別委員会の設置に関する決議（案）についての件を議題といたします。

事務局長より説明させます。

事務局長。

○事務局長（角 政實君） 原子力発電所に関する特別委員会の設置に関する決議（案）についての件でございますが、さきに協議いただきましたとおり、6月定例議会に発議第3号として提案したいと考えております。原子力発電所並びに東日本大震災に関する調査を目的としまして、議長を除く13名の議員によりまして原子力発電所に関する特別委員会を設置する内容のものでございます。なお、審査期間は次期定例会会期中までといたしまして、継続して審査を必要とする場合は継続審査の申し出によるものとさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、ご意見を承ります。ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なしとの声がありますので、お諮りいたします。

事務局からの提案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〔何事か言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 今私が言っている事務局からの提案のとおりに今度定例議会に提出するという意味ですので、そのとおりに決するという声がもうここで決まるという話ではございませんので、ご了解をいただきたいと思います。

〔「了解」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） それでは、異議なしと認めます。

事務局からの提案のとおり決します。

次に、（3）、発議第4号 議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定（案）についての件を議題といたします。

事務局長より説明させます。

局長。

○事務局長（角 政實君） 議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定（案）についてでありますが、これもまた6月定例議会に発議第4号として提案させていただきたく考えております。これについてもさきにご協議いただきましたとおり、議員の皆様の議員報酬月額を平成24年7月1日から平成25年3月31日まで20%削減する旨の条例の制定でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 事務局長の説明が終わりましたので、ご意見を承ります。

9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 昨年も同じように議員報酬の削減ということでやったわけなのですが、富岡町も、他町村を見ると双葉町はもっと厳しくやっているのですが、他町村に先駆けて先般はやったのですが、追従するようなことを言っていて他町村は追従しなかったみたいな、半分ぐらいは、15%とか10%とかやっている他町村は

あったのですが、これも他町村の、双葉郡内の議会のほうの報酬削減というのも調査されたのかどうか、この辺伺っておきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 9番議員さん、私のほうからそれについてはご答弁申し上げます。

これは、議員が率先してやるものであって、他町村がどうであれ、それに左右されたから、私たちがそれを取り入れるというような考えではございませんので、自主的なものですから、ご理解を賜りたいと思います。

9番。

○9番（黒沢英男君） 自主的なものということで、昨年度もこれは実施したと思うのですが、先般も同じような質問が出て、他町村はどうなのかということで調査をした経緯があったから、聞いただけで、他町村の議会の報酬削減というのはどうなのかという、ちょっと一言聞いておきたいと思って。

○議長（宮本皓一君） 局長。

○事務局長（角政實君） 正直申し上げまして、今のところ議員のご質問、ちゃんと私たちは把握しておりませんので、定例会までにちょっと確認作業を進めさせていただきたいというふうに考えています。よろしくお願いします。

○議長（宮本皓一君） ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なしとの声がありますので、お諮りいたします。

事務局からの提案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認めます。

それでは、事務局からの提案のとおり決します。

次に、（4）、発議第5号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についての件を議題といたします。

事務局長より説明させます。

事務局長。

○事務局長（角政實君） 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例（案）についてであります、これにつきましても発議第5号といたしまして6月定例会に提案させていただきたいと考えております。これにつきましてもさきにお示しし、ご協議いただきましたとおり、大きくは議員報酬の支給についての改正であります。現行は、職を離れたときはその当月分まで支給されておりますが、改正後は死亡を除き、任期満了等により職を離れたときは任期満了の日までの支給となるという旨の条項でございます。第3条においては日数の計算方法を規定しており、第5条においては期末手当を支給しない旨の規定を定めているものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 事務局長の説明が終わりましたので、ご意見を承ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なしとの声がありますので、お諮りいたします。事務局からの提案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認めます。

それでは、事務局からの提案のとおり決します。

次に、（5）、発議第6号 町長の専決処分事項の指定（案）についての件を議題といたします。

事務局長より説明させます。

事務局長。

○事務局長（角 政實君） 町長の専決処分事項の指定（案）についてであります。これにつきましても6月定例会に発議第6号として提案させていただく考えであります。これにつきましては、第3項を第4項としまして、第3項に福島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の増減もしくは名称変更、または規約の変更に関することが加わったものでございます。なお、この専決事項は議会の議決の日から施行し、平成19年6月14日協議会の議決を得た町長の専決処分事項の指定については廃止する内容となっております。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 事務局長の説明が終わりましたので、ご意見を承ります。
ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なしとの声がありますので、お諮りいたします。
事務局からの提案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認めます。

それでは、事務局からの提案のとおり決します。

次に、（6）、推薦第6号 富岡町農業委員の推薦についての件を議題といたします。

事務局長より説明させます。

事務局長。

○事務局長（角 政實君） 富岡町農業委員会委員の推薦についてでございますが、これも6月定例会推薦第6号として提案させていただきたいと考えております。5月7日付富岡町農業委員会委員長より推薦依頼がございました。内容は、任期満了による改選により、農業委員会等に関する法律及び富岡町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例の規定に基づくものでございます。なお、任期は平成24年7月8日から平成27年7月7日までの3年でございます。6月定例会に推薦第6号として上程するものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 事務局長の説明が終わりました。

本件につきましては、農業委員会等に関する法律及び富岡町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例の規定に基づき、学識経験を有する者として議会より3名を推薦することになっております。従来のとおり、議会議員より1名、ほか2名については女性を推薦したいと考えており、この件については議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） これは、先ほども私がお話ししたように、この問題は猪狩利衛議長の時代から、当時の中野正幸会長に再三にわたり議員の定数を減らしたのに、なぜ耕作面積も減っているのにもかかわらず農業委員の定数を減らさないのだということで、私も念を何回も押したことがあるのです。そうしたら、わかった、わかったということで、そのときは将来次から減らすからという約束をしているわけです。これは、猪狩利衛さんに聞いてもわかるし、私ももちろん言って、中野君からそういう答弁をもらっております。それで、ここで後ろにのうのうとご立派な文書をつけて言っているというのは全く矛盾している。だって、議長も知っているように、我々議員の定数だって減らすときに、本当は1年前に減らすべきところを去年の9月ですよ、議員定数に関する特別委員会を立ち上げたのは。本当は、1年前からやらなければならないけれども、急遽やろうということで、これで14人にしておけですから。だから、これは本当に農業委員の中身見ると、本当かなと思うぐらいに疑いたくなる。これは、農業委員会がこのまんまするする、するするいくのであれば、議会できちっとしたやっぱり方向づけを示してやらないと、これは農業委員のためにもならないし、これから耕作地もどんどん減っていくのですから、これは却下したほうが私はいいと思います。

○議長（宮本皓一君） 今13番、三瓶一郎議員の質問に対しては、私のほうから答えたいと思います。

農業委員の定数は、今は18ということになっていますが、公選で戦う人は12名です。それで、そのほかについては、これは定数のほうについての条例はもちろんなのですが、農業委員会法という法律の中で共済組合から1名、それから農協から1名、土地改良区から1名、議会推薦ということで3名ということで、それで18名になっていますから、これで推薦の部分を減らすというわけにはいきませんから、そうなると公選で減らすということになろうかと思うのです。これについては、やはり農業委員会という会がありますから、その中でそれを定めないと、我々議会のほうから委員が多いのではないか、減らせというようなことはちょっとできかねるのかなというふうに考えております。

以上です。

13番。

○13番（三瓶一郎君） いやいや、これは私、再三中野会長に言ったときに彼はそうすると言っているわけだから、減らしますと。それで、また今度こんな立派な文書をつけて出してくるというのは、これは何を考えているのだと。私が言ったときにいや、そうではないのだと、こうこう、こうだから、やっぱり現状維持は正しいのだと言えばいいのに、減らしますよと言っているのだから、それは前議長の猪狩利衛さんもそういう返事をしているのだから、だからこの際富岡町議会としては、この問題については一定数をやっぱりやるべきだと、一つのけじめをつけるべきだと、こう考えます、私は。

〔「関連」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 11番。

○11番（渡辺三男君） 農業委員会の件に関しては、我々議会がどうのこうの言う筋の問題ではないと私は思うのです。それで、例えば今13番議員さんが農業委員会の会長さんに話をして減らすという答えをもらったというのですが、あと議長からももらったというのですが、どういう席上でもらったのかちょっとお聞かせ願えればありがたいと思います。公式な席上でそういう返事をもらったとすれば、これは問題は多少出てくるのかなと思いますが、多分公式な席上というのは今までなかつたのかなと思うのです。そういうことで、お聞かせください。

○議長（宮本皓一君） 13番。

○13番（三瓶一郎君） そのとおり、公式の場ではありません。プライベートの場であります。だけれども、我々議員としても、やっぱりこの問題はこのまま続けさせていいのかどうかという議論はここですべきだと思います。

○議長（宮本皓一君） これは、私からまたお答えしたいと思います。

農業委員会は、先ほど言ったように今12名の公選でもってやっているもので、これを定数を削減するということは、公選の者を10名とか、そういうふうに減らしていく以外に、推薦によって6名が入っていくわけですが、この6名については農業委員会等に関する法律というものがありまして、その法律の中で定められておりまくから、その分で6名を削るということは、こっちの法律を変えてもらわないとで

きないと思うのです。そういう意味では、12名の定数が多いということであれば我々議会のほうからも申し入れることはできますから、今回7月8日に選挙ですから、今からその議論をして委員会の中で削減するというのはなかなか難しいと思うのです。だから、今回の定数についての話は、今度7月8日に改選される部分については若干時間がなくてできないのかなというふうに思います。それで、私たちが今話しているものについては、議会推薦というのは農業委員会等に関する法律の中で定められているものですから、その中で3名を推薦するということです。了解してください。

11番。

○11番（渡辺三男君） 議長の言うとおりだと思うのです。それで、例えば議会のほうから定数を減らすような要請をするとすれば、当然13番議員さんも個人的に話して、会長さんもこの次からは減らすとか、そういう言葉を発していたとすれば、その考え方を一応聞くべきだと思います。委員長さんとか前議長さんですか、そういうことを言ったとすれば、農業委員会の、土地改良区の理事をやっていましたよね、前議長さんは。だから、農業に対しての考え方を聞いてもいいのかなと思いますので、ぜひそういう機会をつくっていただければありがたいと思います。

終わります。要望しておきます。

○議長（宮本皓一君） 13番。

○13番（三瓶一郎君） 今議長がおっしゃった7月8日までは時間がないと、非常に難しいということであれば、私はそれはそれで結構だと思います。でも、3年後に向けては、3年後は減らすということはやっぱり前提として論議していただきたいと、こんなふうに思います。

○議長（宮本皓一君） では、そのことについても私から答弁します。

これについては、やはり議会でもこれだけの定数を削減してお手本を示しているわけですから、その辺は今後農業委員会についても検討するような形で我々から意見を述べたいと思います。

以上です。

13番。

○13番（三瓶一郎君） 今回これを原案どおり通すというのは結構ですけれども、議長のほうから特に将来については考え直すことは、公選の12人の問題についてはやっぱりきちんと申し入れをしていただきたいと、こんなふうに思います。

○議長（宮本皓一君） わかりました。

10番。

○10番（高橋 実君） 3年後の内訳、男1名、女性2名はいいのだけれども、議長一任ではなく、不安があるのであれば、また今までの流れだと、常磐線を基点に西、東とか、富岡川を挟んで北、南で割り振りしてきたよね。だから、この割り振りに沿った腹案があるのならいいけれども、偏ってしまうとちょっとうまくないから、維持するか、しないかよりもまず腹案出してください。

○議長（宮本皓一君） 議会のほうからは1人これを推薦していくわけですが、農業に携わっている方ということで1名議会の中から推薦したいと思います。

それで、女性については今2名おるので、1人の方は今度で3期が終わりました。もう一人の方は2期で、この後3期目になるわけですが、私のほうで今回どういう考えをしているかということで、その1名の方には打診をしてございます。そして、その両名に打診したわけですが、3期やった方は3期務めさせていただいたので、勇退したいというようなことがありましたので、そちらのほうについては川北、川南でいえば川北になりますので、その分は川北のほうから補充したいというふうに考えています。

○10番（高橋 実君） 議会からの……

○13番（三瓶一郎君） 議長に腹案はあるのですか。

○議長（宮本皓一君） 腹案って、今後煮詰めていかなければ、相手のあることですから、それについては今後煮詰めていきたいと思いますが、実際に農業委員というのはやはり農業委員として1反歩以上の耕作面積と60日以上の農業従事をしているという、そういう縛りがありますから、農業委員の被選挙権のない者については推薦することができません。そういう……

〔「議長、休議して」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 休議します。

休 議 (午後 1時47分)

再 開 (午後 1時49分)

○議長 (宮本皓一君) 再開いたします。

それでは、この件については議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 (宮本皓一君) 異議なしと認めます。

それでは、そのように……

〔「議長」と言う人あり〕

○議長 (宮本皓一君) はい。

○13番 (三瓶一郎君) ちょっと確認しますけれども、議長に一任するということですけれども、3人の中に塚野議員も入っているのですよね。

○議長 (宮本皓一君) 議会推薦ですから。よろしくお願いします。

○13番 (三瓶一郎君) もう一つ確認。川北が3期目になるの。

○議長 (宮本皓一君) はい。

○13番 (三瓶一郎君) 今まで申し合わせで2期ですよね。前回は、どうしてもやる人がいなくて、今回3期で勇退する人は3期やってもらったということで見れば、本来人がいるとすれば、もう2期やっていますから、勇退してもらってまた新たな人ということになるのでしょうかけれども、ここでどっちも新人になってしまうのです。その辺で番狂わせが来てしまうものですから、どの辺で調整するのですか。3期まで持っていくのなら、それは……

○議長 (宮本皓一君) では、それについてお答えします。

実は私もその辺を考えて、2人とも新人ということで当たってみたのですが、私が推薦しようとした人についてはおやじさんが今回公選で出るというような話になりましたので、ちょっとその人はだめだったのですが、そういう中にあって2人とも新人というのだと、どうしても女人の人、化粧とかもありますから、女人の人同士で話ができないとなかなか難しいのかなと思って、今回前回の議長が1期延ばしたも

のですから、変則になりましたけれども、そんなような状況で、この後になれば当然2期目のときにまた新しく1期目が入りますから、それでローテーションがうまくいくようになるのかなというふうに考えていますから、よろしくお願ひしたいと思います。

〔「わかりました。異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） それでは、そのように決します。

次に、（7）、議員派遣の報告についての件を議題といたします。

事務局長より説明させます。

事務局長。

○事務局長（角 政實君） 議長、その前に副議長がちょっと退席させていただいておりますので。

○議長（宮本皓一君） 私のほうにも連絡がありましたので、わかっています。

○事務局長（角 政實君） よろしくお願ひします。

それでは、議員派遣の報告について申し上げます。これについても6月定例会に報告するものでございまして、応急仮設住宅自治会との懇談会への議員派遣についてでございます。内容は、5月24日に実施しました三春地区応急仮設住宅自治会との懇談会9名派遣の報告、定例会前に実施予定の6月13、15については終了後改めて作成し、定例会のほうに報告させていただくものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 事務局長の説明が終わりましたので、ご意見を承ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なしとの声がありますので、お諮りいたします。

事務局の提案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認めます。

それでは、事務局からの提案のとおり決します。

次に、（8）、その他についての件を議題といたします。

事務局からありますか。

事務局長。

○事務局長（角 政實君） その他の1点目でございますが、資料（1）にございますように、ことし11月20日、21日の2日間にかけまして第8回全国原子力発電所立地議会サミットが開催されます。これは、Aブロックということで、我が町議会も実行委員という形で現在進めさせていただいておりますが、この内容等の資料を今回お示しさせていただきました。これによりますと、我が町では議長が副実行委員長となっておりまして、役割としましては第2分科会の担当責任者となってございます。加えて、最後にございますが、交流パーティーの会場責任者という割り振りもございます。この詳細につきましては、6月定例会で原子力発電所に関する特別委員会が設置決議予定とされておりますことから、それらが設置されてから具体的に協議を進めていただければありがたいのかなというふうに思っております。

以上、報告だけ申し上げます。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございます。

各議員からありませんか。

6番、渡辺光夫君。

○6番（渡辺光夫君） このサミットは11月のいつですか。

○事務局長（角 政實君） 資料のとおり、20日、21です。

○6番（渡辺光夫君） わかりました。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） それでは、意見がないようですので、なければ付議事件3、平成24年度6月定例議会提出予定の議員発議等についての件を終了いたします。

続きまして……

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 事務局長。

○事務局長（角 政實君） その他の2番についてちょっと確認させていただきたいと思います。

全国町村議会議員団体補償制度の加入有無の確認でございます。ただいま4名の

議員の皆様から確認はいただいているのですが、これに加入するか、しないかの確認だけここでとらせていただければありがたいのかなというふうに考えております。

○議長（宮本皓一君） それでは、今説明が終わりましたが、暫時休議をいたします。

休 議 (午後 1時56分)

再 開 (午後 2時05分)

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

次に、（3）、その他についての件を議題といたします。

事務局からありますか。

局長。

○事務局長（角 政實君） 最後の2点になります。

1点目は、13、あしたと15日の両日の懇談会の開催でございます。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、定例会終了後、執行部との懇親会についてでございますが、議長からお話をありますて、今のところ21日終了という予定しておりますので、6月の21日に議会側が主催として懇親会を予定させていただいているので、ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 議員の皆さんからありますか。

12番。

○12番（塚野芳美君） あした来たときに車をちょっとどこか教えてほしい。みんな番号振られてて、仮設住宅で車がいたなんて言われてもめたくない。

○事務局長（角 政實君） あしたは、最初南1丁目ですね。

〔「南。ビッグパレット」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） ビッグパレットに置いて歩いてもらうしかないな。

○事務局長（角 政實君） ですね。申しわけありません。その辺は、ちょっと手

配していなかったものですから、できれば本当に、ビッグパレットは広い駐車場がございますから、そちらのほうに……

〔「だから、そういうことならそう言ってくれればいいんだ」と言う人あり〕

○事務局長（角 政實君） ええ、ちょっと歩いていただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） そのほか議員からありますか。

4番。

○4番（安藤正純君） この議会主催の町執行部との懇親会、私ら新議員は議会があるごとにそういうものがあるということをわからないので、これは恒例の中ずっと今までやってきたのだとは思うのだけれども、こういうふうな時期にもやっぱりこういうふうに酒飲み、この前何か4月の臨時議会のときやったような気がするのだけれども、ばんたびこういうのはあるのですか。

○議長（宮本皓一君） では、これは私のほうからお答え申し上げます。

執行部と議員側が当然やりとり、議論を交わすときに、一般質問等でも同じなのですが、やっぱり何でできないのだということまでやるわけですから、遺恨を残さないためにもここで杯を交わして仲直りをするというような、そういうささいな意味合いもございますので、ぜひ参加してください。

○4番（安藤正純君） 遺恨を残さないということは、激しく戦ってもいいということです……

〔何事か言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） それについても、皆さん選ばれた人材で、はっきり言って武士ですから、相手をとことん追い詰めて、自殺するほど追い回すこともありませんから、1本逃げ道だけは確保してやって、それでとことん追及してやってください。事実、議員にこういうことを言わされたといってかなり悩む方もおりますから、そういうときには自分がかなり激しくバトルをやった人には乾杯した後に一献ついでやって、それでよろしくお願ひしますというような形になればいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○4番（安藤正純君） あくまでも希望なのですけれども、富岡町に議会があったときは富岡町内で飲んで、タクシーで帰ったり代行で帰ったり簡単なのですけれども、いわき方面から車で来て富岡にいるときのような感じでやっていたのでは代行で帰るといつても大変だし、金かけてまでやらないとなならないことかというとちょっと疑問あるし、だからできれば年に、例えば正月にやるとか、忘年会でやるとか、何月にやるとか、2回くらいやればいいのかなと思うのだけれども、その辺も今後検討課題にしてください。

○議長（宮本皓一君） これは、議会側と執行部側がお互いに幹事役をローテーションを組んでやっているもので、年に4回なのです。それで、議会側が今回担当するもので、この後9月になりますと町側、執行部側、それで12月がまた議会側がというふうになりますので、慣例でやっておりましたので、その辺はご理解を賜りたいと思います。

それから、私からその他の中で皆さんにお諮りをしたいと思います。今まで議会終了後の土曜日あるいは日曜日に議会と、それから執行部側で、これは希望する人だけだったのですが、ゴルフをやっておりました。そういう意味で、今回ゴルフまだやるのですかということを、前回まで議員をやられてゴルフの幹事をやっていた猪狩弘二君のほうからそういう話がありましたので、今度全協でもあったときにみんなに聞いてみるよという話をしていましたので、いかがですか。

6番。

○6番（渡辺光夫君） 今までのことはちょっとわからないのですけれども、何でもそういうやれる人はやって、参加する人は参加すればいいのではないか。ゴルフだってできない人もいるでしょうから、だからそういうことで、応分にやれればいいのではないかでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 4番。

○4番（安藤正純君） よく事件、事故があったときに担当の警察署の署長が宴会をやっていたとか、ゴルフをやっていたとか、そういったことが今議題にされている世の中ですから、やはり仮設があってわかるように、みんな悶々している人もいるので、中には損害賠償で頭がいっぱい自殺する人もいるから、議会はいいなと、

幾ら実費でやってもね。だから、自粛するところは、酒飲みもゴルフも、その辺は今までこうだったからではなくて、これからはこうだよというものもちょっと考えていかないと、その辺は議長の常識で考えてください。

終わりにします。

○議長（宮本皓一君） わかりました。

11番。

○11番（渡辺三男君） 今内容をちょっと理解できないのですが、前回会計ですか、猪狩弘二さんが会計やっていましたよね、ゴルフの。今後も続けるのですかということは、続けないのであれば、会計ですので、やっぱり帳簿をきちっとして解散なら解散してもらわないと困るよという意味だと思うのだけれども、そういう含みだと思えば、一度解散して、後日またやるグループができればそのとき発足すればいいのかなと私は思うのですが。私はそう思います。一応私もほとんど参加はできなかつたのですけれども、メンバーには入っていましたので、2回くらいしか参加していないかな、だから弘二君が会計な以上、いつまでも会計を持たせておくわけにもいかないでしょうから、その辺は一回解散して、また後日やりたくなれば仲間が集まってやればいいのかなと思います、私は。

○議長（宮本皓一君） では、この件についても議長にご一任ください。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ付議事件4、その他についての件を終わります。

以上をもちまして本日の全員協議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 (午後 2時15分)